令和８年度 第２回 高齢者福祉専門分科会	資料２
令和８年10月30日（金）	

第 10 期 高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

【令和 9～11 年度】

（2027～2029 年度）

素案（令和 8 年 10 月 30 日版）

市 川 市

目　次

第１章　本計画について

Ⅰ　計画の概要・・・

※「第５章　計画の進行管理」および「第６章　介護保険の費用負担と保険料」（一部）は、第３回高齢者福祉専門分科会（11 月 18 日）に予定

第１章

本計画について

Ⅰ　計画の概要

Ⅱ　近時の法改正など

Ⅲ　計画策定の基本指針など

Ⅳ　高齢者施策の中期的なあり方について（答申）

Ⅰ 計画の概要

１．計画策定の趣旨

令和７（2025）年度に「団塊の世代」が全て 75 歳以上の後期高齢者となり、本市においても、高齢化の急速な進行に伴う様々な課題が浮上しています。本計画は、本市の住民が将来にわたり、その人らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、取り組むべき施策を明らかにするため策定します。

２．計画の法的根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の８の規定に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保、および高齢者福祉全般に関する施策を計画するものです。

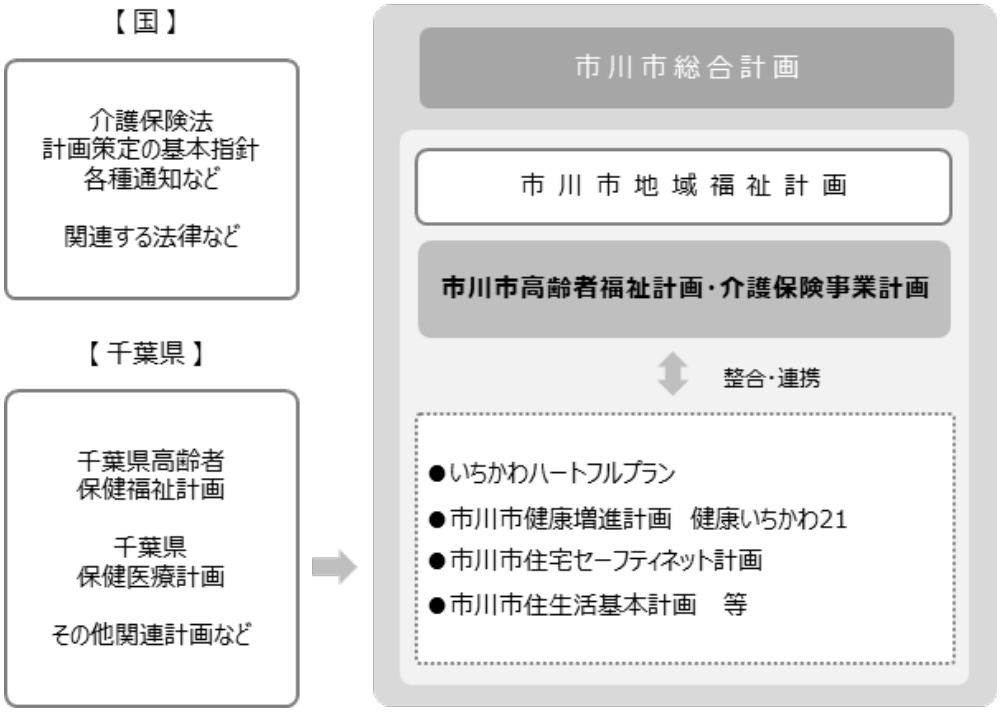
介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、要介護認定者等の人数やニーズを勘案し、必要なサービス量を見込んで介護保険料を算定するとともに、介護サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的とするものです。さらに、日常生活の支援、自立支援・重度化防止、費用の適正化等の取組と目標や、認知症に関する取組も、その多くは市が運営する介護保険を財源としており、介護保険事業計画の記載事項とされています。高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められており、全体を通じた高齢者施策の策定が求められています。

認知症施策推進計画は、令和６年１月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念にのっとり、認知症の人および家族等の意見を聴いて、認知症施策の推進に関する計画を策定するものであり、本市においては、関連の深い高齢者福祉計画・介護保険事業計画と併せて策定することとしています。

３．計画の位置付け

本計画は、高齢者の生きがいや社会参加をはじめ、高齢者を中心とした市民生活の質に深く関わる計画であり、地域における高齢者・障がい者・子ども等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定める「市川市地域福祉計画」の内容を踏まえて策定する行政計画です。

また、千葉県で定める計画との整合性を図るほか、障がい者施策、保健や医療施策、住まいや交通などの高齢者の福祉に関連する他の個別計画との整合性・調和を図り、本計画を推進していきます。



４．計画期間

本計画の計画期間は、介護保険法の定めにより、令和９（2026）年度から令和 11（2029）年度までの３年間とします。計画期間中のサービスや事業の量を見込み、必要な給付費等から介護保険料を算定するとともに、中長期的な推計をもとに、事業の見直しやサービス提供体制の確保に取り組みます。

Ⅱ 近時の法改正など

１．介護保険法の一部改正（令和９年４月１日以降施行）

「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和８年６月 25 日公布）における介護保険関係の主な改正事項

Ⅰ．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。

※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。

（中略）

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。

成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。

介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

Ⅱ．福祉人材の安定的な確保及び定着支援

関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。

令和 13 年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。

介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

Ⅲ．支援基盤の強化等

社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。

災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

２．共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和６年１月１日施行）

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」という。）が、令和５年６月に公布され、認知症施策は、以下の①～⑦を基本理念として行うこととされました。

「認知症基本法」の基本理念（概要）

① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。

② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。

③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。

④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。

⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。

⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。

⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

（「社会保障審議会介護保険部会（第 107 回）」令和 5 年 7 月 10 日資料より）

認知症基本法では、国および地方公共団体は、基本理念にのっとり認知症施策を策定・実施する義務を有するとともに、認知症の人および家族等の意見を聴いて、認知症施策の推進に関する計画の策定に努めるよう規定されています。また、国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めることとされているほか、事業者等に対する責務も定められています。

○認知症施策基本法の基本的施策

条文	基本的施策	概要
第 14 条	認知症の人に関する国民の理解の増進等	○国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
第 15 条	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	○認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進のための施策 ○認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための施策
第 16 条	認知症の人の社会参加の機会の確保等	○認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策 ○若年性認知症の人（65 歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
第 17 条	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	○認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
第 18 条	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	○認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策 ○認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策 ○個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
第 19 条	相談体制の整備等	○認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備 ○認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
第 20 条	研究等の推進等	○認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究の推進並びに成果の普及のための施策 ○認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究及び成果の活用のための施策
第 21 条	認知症の予防等	○希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策 ○早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための施策

※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力。

Ⅲ　計画策定の基本指針など

介護保険法の規定により、介護保険事業計画策定にかかるガイドラインである「基本指針」において、以下の事項を定めるとされています。

1）介護給付等対象サービス提供体制の確保および地域支援事業の実施に関する基本的事項
2）市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
3）都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

第 10 期計画の基本指針については、近時の法改正などを踏まえ、以下の事項の記載を充実させる案が示されています（「第 135 回社会保障審議会介護保険部会」令和８年６月 29 日より）。

（１）介護サービス基盤の計画的な整備

①　介護保険事業（支援）計画の策定

・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が 2040 年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。

・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。

・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②　地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用 等）について議論。

・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

（２）地域包括ケアシステムの深化

① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

（３）介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

Ⅳ　高齢者施策の中期的なあり方について（答申）

１．答申の背景と目的

「高齢者施策の中期的なあり方について（答申）」は、本市における今後の高齢者施策のあり方について、中期的な目線で検討し施策の指針とすることを目的として、令和６年度に本市より市川市社会福祉審議会に諮問し、令和７年３月末に答申を得たものです。

少子高齢化の急速な進展や社会構造の変化を背景に、家族を基盤とした支援力の低下や、孤独・孤立にまつわる課題が浮上していることに加え、令和６年９月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では、「年齢によって「支える側」と「支えられる側」を画することが実態に合わないものとなっており、新たな高齢者像を志向すべき時代が到来しつつある」という考え方が示されました。

こうした変化の中で、今後の高齢者施策の推進の指針を得るために諮問し、答申を得ました。以下は、その答申の概略を示しています。

２．答申の３つの柱

（１）サービスの充実に加え、住民主体の活動を促進することで、本市の地域包括ケア推進の方向性を作っていく

本市は今後、医療・介護の需要の増加や、介護従事者の人材確保難などの課題がある一方で、民間事業者の高齢社会に向けた新たなサービス事業の展開や、ICT 活用による業務効率化、物理的障壁を超えたサービスの拡充なども進んでいる。しかしながら、高齢期におけるサービス利用には格差が生じており、地域住民の互助による支援の重要性が高まっている。

そこで、在宅療養支援の体制強化や介護における情報技術（ICT）の利活用、健康寿命延伸に資するフレイル予防・介護予防の推進などを通じ、誰もが主体的に健康づくりや支え合いに参加できる地域づくりが不可欠である。

（２）市民の中で高齢期や最期への備えについて考える文化を創っていくとともに、手続き支援の体制を確保していく

最期は自宅で迎えたいと願う人は多いものの、実態は医療機関で亡くなるケースが大半を占めている。地域包括ケアの推進により、自宅や施設での看取りは増えつつあるが、特に高齢単身世帯の増加に伴い、本人の意思を尊重した終活や意思決定支援が不足し、成年後見制度や身元保証サービスの活用が進まないという課題がある。

このため、家族や医療・介護チームと共に事前に人生会議を重ね、信頼できる形で意思を伝える仕組みや、支援制度の整備を推進するとともに、市民相互が顔の見える関係性のもとで支え合う文化の醸成が求められている。

（３）地域社会の中に、あらゆる切り口での“関係性”という資源を作っていく

高齢者の社会参加の促進と地域とのつながり強化は、認知症の人も含め誰もが役割を持ち生き生き暮らせるまちづくりに不可欠である。特に、社会的孤立や経済的困窮がある方への支援や、地域活動の担い手不足などの課題に対応するには、幅広い世代が交流し、支え合う環境づくりが重要である。

このため、多様な地域資源や ICT の活用とともに、自治会や市民活動や民間サービスなどの多様な主体による役割分担を促進し、負担の偏りを防ぐ仕組みの整備にも注力されたい。

３．本計画との関係

答申は、今後 10 年間程度を見据えた施策推進の指針を示すものです。そこで、本計画では、答申に基づき、基本目標を整理しています（P.33 参照）。

第２章

計画策定にあたって

Ⅰ　高齢者の現状と見込み

Ⅱ　全計画の振り返り

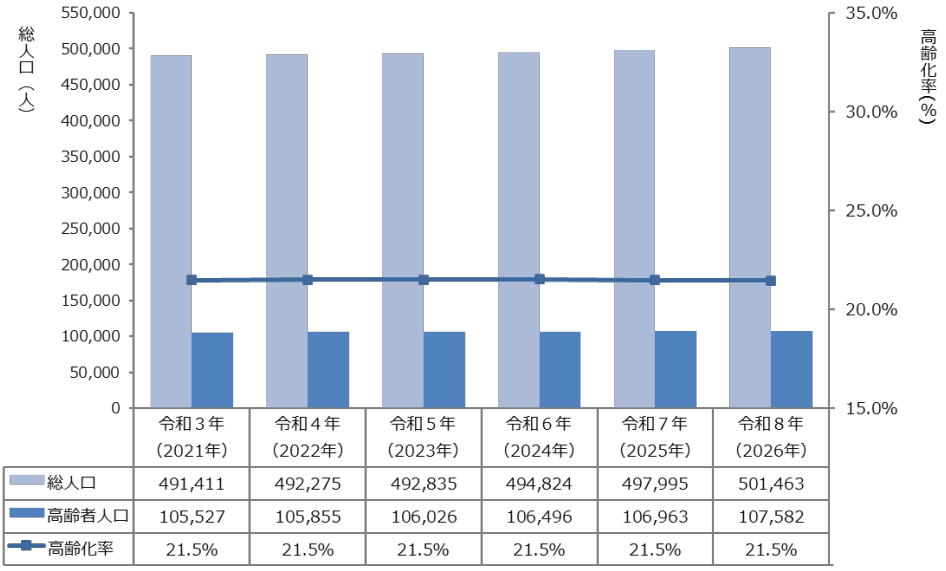
Ⅲ　各種調査結果から

Ⅰ　高齢者の現状と見込み

１．人口および高齢化率の推移

令和８年（2026 年）８月末における本市の総人口は 501,463 人、65 歳以上の高齢者人口は 107,582 人となっており、総人口に占める高齢者の割合である高齢化率は 21.5%となっています。近年の人口推移をみると、総人口および高齢者人口は、いずれもごく緩やかな増加傾向となっています。

＜図１＞本市の人口および高齢化率の推移

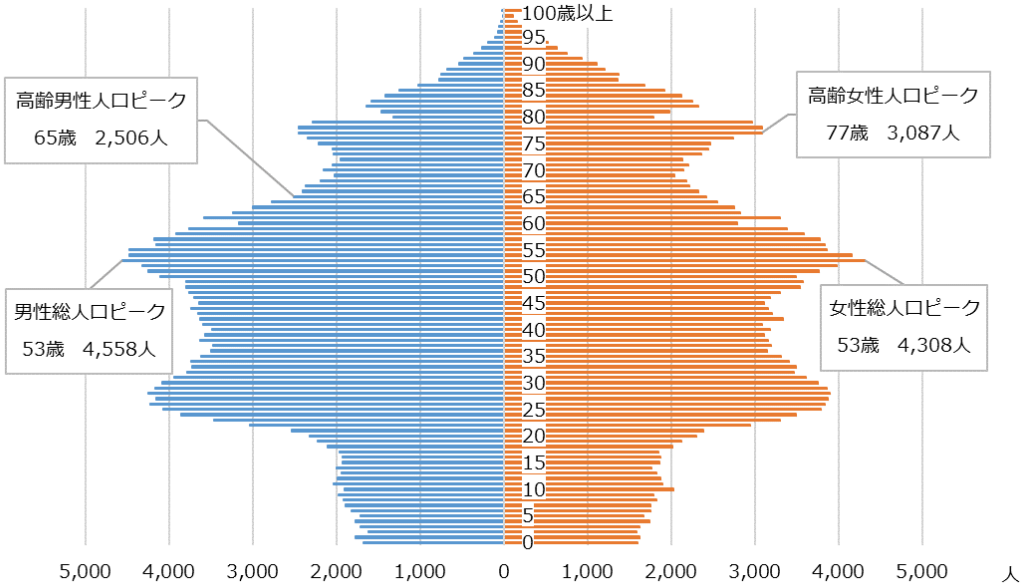


	令和３年（2021年）	令和４年（2022年）	令和５年（2023年）	令和６年（2024年）	令和７年（2025年）	令和８年（2026年）
総人口	491,411	492,275	492,835	494,824	497,995	501,463
高齢者人口	105,527	105,855	106,026	106,496	106,963	107,582
高齢化率	21.5%	21.5%	21.5%	21.5%	21.5%	21.5%

※令和７年度までの各年度は９月末、令和８年度は８月末の住民基本台帳実績値

本市の年齢別の人口構成を見ると、総人口は男女とも、53 歳がピークとなっています。

＜図２＞本市の性・年齢別人口



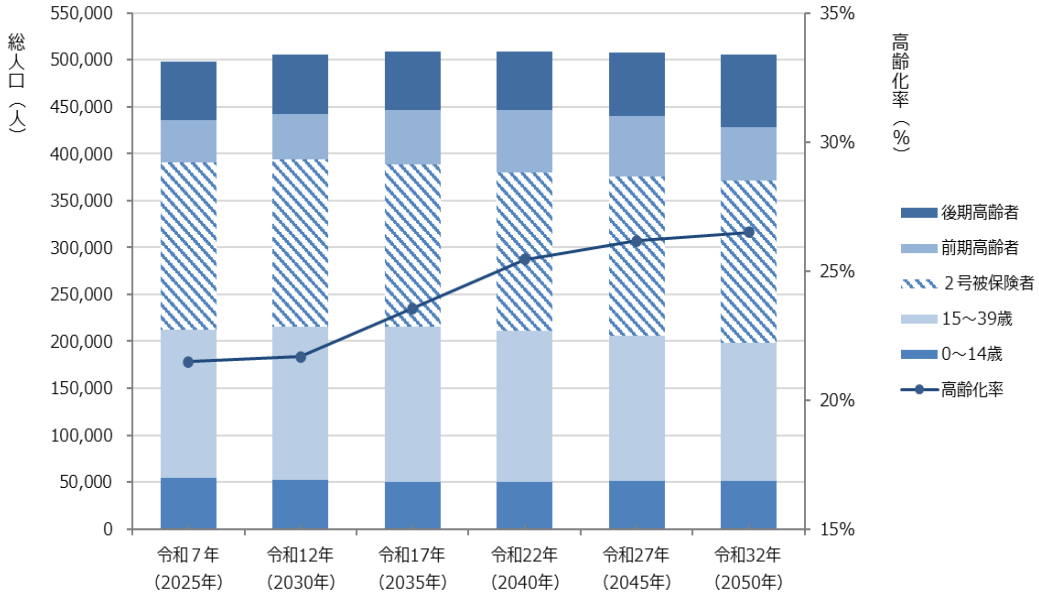
※令和９年８月末住民基本台帳実績値

２．人口および高齢化率の将来推計

近年の住民基本台帳の推移に基づき、本市の将来人口を独自に推計しました。

総人口は令和７年（2025 年）から令和 22 年（2040 年）の間にピークを迎える一方で、高齢者人口は少なくとも令和 32 年（2050 年）頃まで増加し、これに伴い、高齢化率は 26.5%まで上昇すると見込まれます（※推計方法および各年度の数値の詳細説明については調整中）。

＜図３＞住民基本台帳を基礎とした本市の将来人口推計（５年ごと・2025 年は実績値）

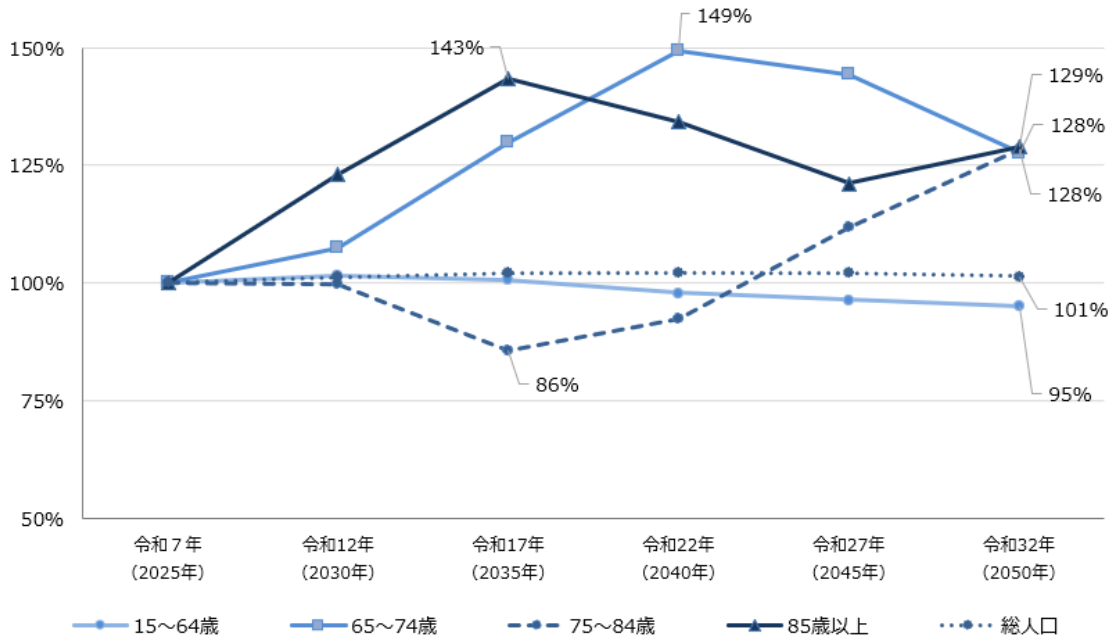


※住民基本台帳の実績値を基にした暫定的な推計値

３．年齢区分別の人口増減の見通し

本市の将来推計人口を基に、年齢区分別の人口増減をグラフ化しました。2035 年頃に向けて、75～84 歳の年齢区分から 85 歳以上の年齢区分に移行する傾向が見られます。また、2030 年頃から 2040 年頃に向けては、65 歳以上の高齢者が急激に増加すると見込まれます。

＜図４＞年齢区分別人口指数（2025 年を 100 としたとき）

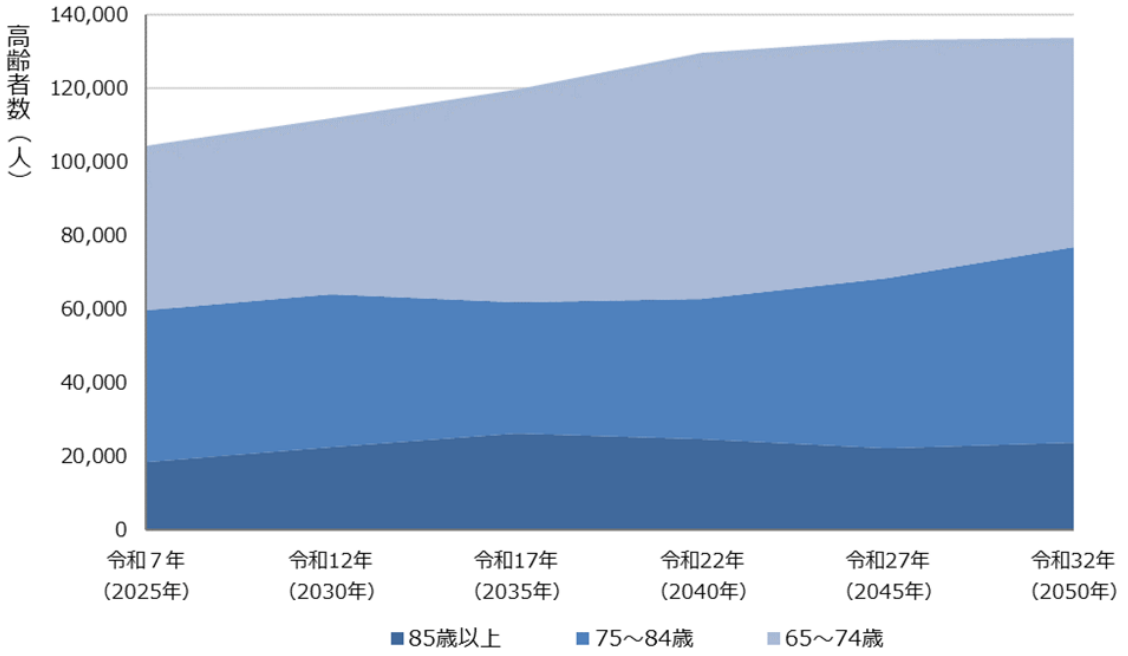


※住民基本台帳の実績値を基にした暫定的な推計値

４．高齢者人口（年齢３区分）の見通し

下図は、高齢者人口について、①65～74 歳（前期高齢者）、②75～84 歳、③85 歳以上の年齢 3 区分の増減の見通しを示したものです。2040 年頃を除き、75 歳以上の後期高齢者の割合が、前期高齢者の割合を上回る見通しとなっています。

＜図５＞高齢者の年齢３区分別人口増減



●高齢者人口	令和７年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
前期高齢者（65-74歳）	44,653	47,971	57,965	66,659	64,397	56,986
後期高齢者（75歳以上）	59,767	63,927	61,763	62,943	68,532	76,804
75～84歳	41,387	41,316	35,414	38,266	46,263	53,093
85歳以上	18,380	22,611	26,349	24,677	22,269	23,711
計	104,420	111,898	119,728	129,602	132,929	133,790

●高齢者の年齢区分別人口指数（2025年を100としたとき）

前期高齢者（65-74歳）	100	107	130	149	144	128
後期高齢者（75歳以上）	100	107	103	105	115	129
75～84歳	100	100	86	92	112	128
85歳以上	100	123	143	134	121	129
計	100	107	115	124	127	128

●高齢者人口に占める構成比

前期高齢者（65-74歳）	42.8%	42.9%	48.4%	51.4%	48.4%	42.6%
後期高齢者（75歳以上）	57.2%	57.1%	51.6%	48.6%	51.6%	57.4%
75～84歳	39.6%	36.9%	29.6%	29.5%	34.8%	39.7%
85歳以上	17.6%	20.2%	22.0%	19.0%	16.8%	17.7%

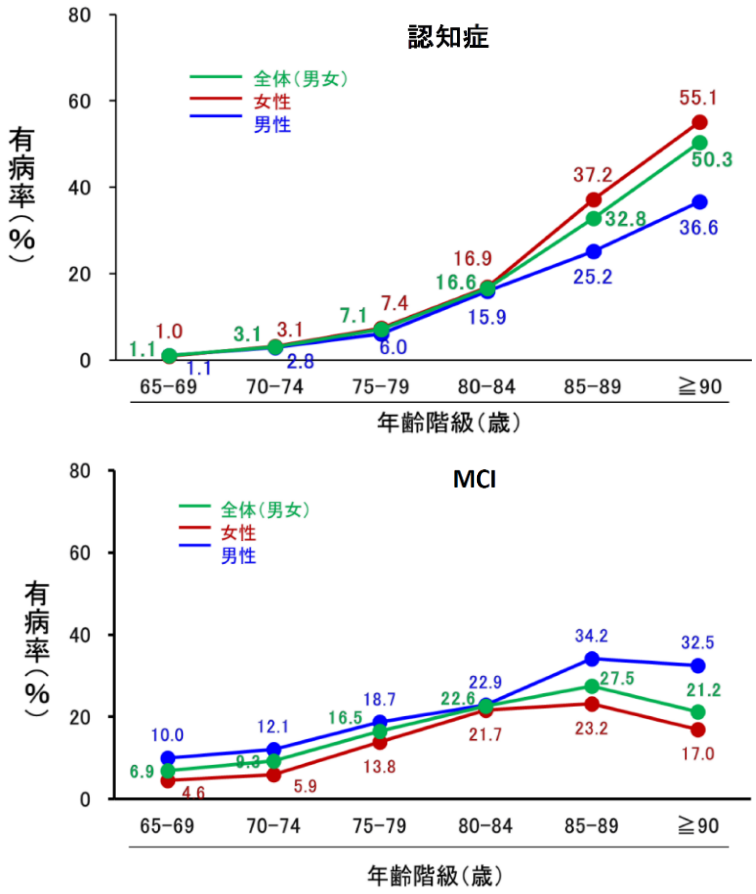
※住民基本台帳の実績値を基にした暫定的な推計値

５．認知症および軽度認知障害（MCI）高齢者の推計

令和４年（2022 年）に実施された「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」に基づき、高齢者の認知症の有病率は 12.3%、軽度認知障害（MCI　※下記参照）の有病率は 15.5%と推計されています。それぞれの有病率は、加齢に伴って上昇する傾向する傾向がありますが、90 歳以上で軽度認知障害（MCI）の有病率が低下するのは、軽度認知障害（MCI）から認知症へ移行する高齢者が多くなるためと考えられます。

MCI（Mild Cognitive Impairment：軽度認知障害）とは、認知機能（記憶、決定、理由付け、実行など）のうち１つの機能に問題が生じているものの、日常生活には支障がない状態です。ＭＣＩの全ての方が、認知症になるわけではなく、気付き、対策を行うことで、認知機能の改善や認知症の発症を抑制できる可能性があります。

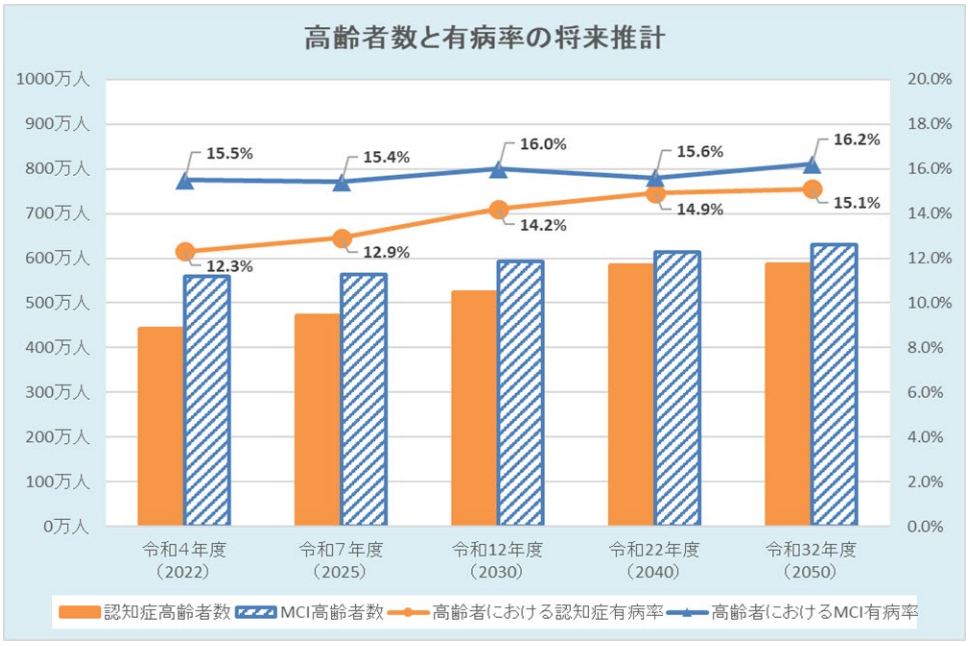
＜図６＞認知症および軽度認知障害（MCI）の性年齢階級別の有病率（令和４年時点）

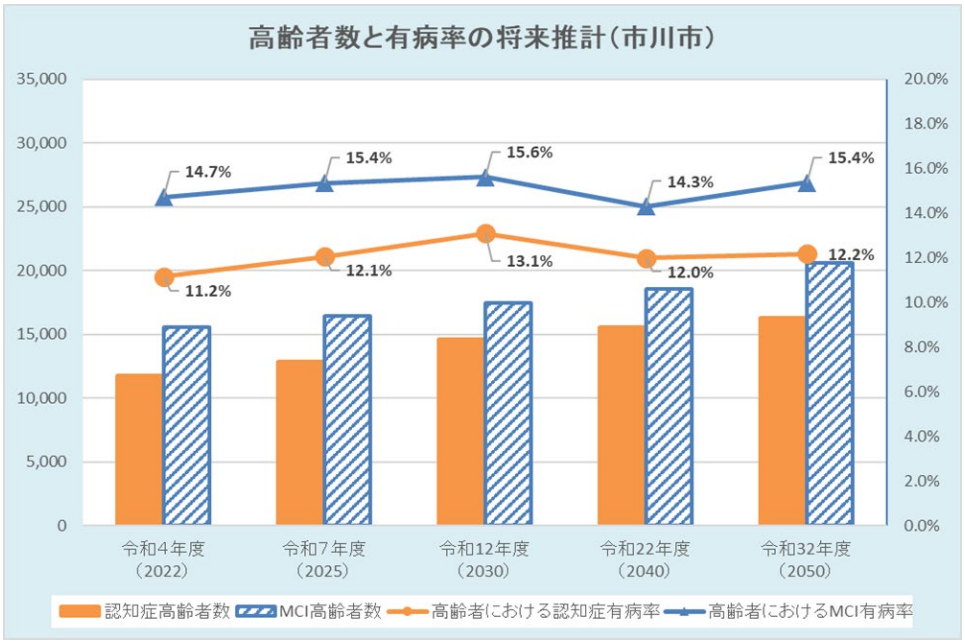


資料：厚生労働省「第 128 回社会保障審議会介護保険部会」（令和 7 年 11 月 10 日）資料より。令和 5 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（国立大学法人九州大学大学院医学研究院・二宮利治教授）による 4 地域（福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、島根県海士町）から得られた、認知症及び軽度認知障害（MCI）の性年齢階級別の有病率。

高齢者の性年齢階級別の認知症および軽度認知障害（MCI）の有病率が、将来にわたり一定であると仮定し、本計画の将来人口推計を当てはめて、認知症および軽度認知障害（MCI）の高齢者数および有病率の将来推計を行いました。全国との比較では、本市は、いずれの有病率も低く推移しています。また、軽度認知障害（MCI）にとどまる高齢者が多い傾向が見られます。

＜図７＞認知症および軽度認知障害（MCI）の高齢者数・有病率（上図：全国、下図：市川市）





Ⅱ　前計画の振り返り

第９期計画では、「地域包括ケアシステムの推進体制」と「３つの基本目標」を定め、重点事業については PDCA サイクルを意識した進行管理に取り組みました。また、取組の成果を測り、基本理念の実現を目指すため、「アウトカム指標」を設けて評価しました。

１．第９期計画の進捗状況（令和７年度実施状況より抜粋）

各年度の進捗状況の把握・評価については、数値指標を定め、到達度で評価しました。

A：十分達成（75%以上）／B：概ね達成（50%以上 75%未満）／
C：やや不十分（25%以上 50%未満）／D：不十分（25%未満）

基本目標１ 自分らしく「自立」した生活をおくる

通いの場やフレイル予防に関する情報提供は、SNS での配信が順調に増加している。また、自由に参加できる居場所づくりや、参加型の情報配信に取り組み、内容の充実を図った。地域見守り活動に関する協定は、協定団体は増加したが周知が不十分であった。

●A 評価　１事業／B 評価　１事業　⇒　目標到達度　94%（前年度　94%）

基本目標２ 尊厳ある暮らしを最期まで支える

介護が必要な方やその家族が安心して暮らすことのできる地域づくりのため、各種会議を開催し、関係者のネットワークの維持・構築に努めた。また、認知症地域支援推進員の訪問活動により、認知症ガイドブックの配架窓口が大きく増加した。

●A 評価　５事業／B 評価　２事業　⇒　目標到達度　100%（前年度　100%）

基本目標３ 安心と共生の基盤をつくる

「認知症にやさしいお店・事業所」の認定は、認知症地域支援推進員の活動により、認定事業所数を増やした。また、介護に関する入門的研修は、修了認定の工夫や周知先の拡大により、多くの参加があった。

●A 評価　５事業　⇒　目標到達度　100%（前年度　100%）

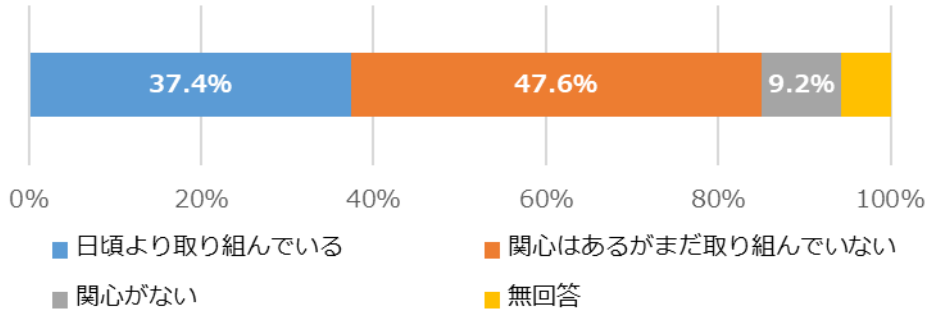
２．アウトカム指標（中間・最終）の状況

※第３回高齢者福祉専門分科会（11 月 18 日予定）に報告予定。

Ⅲ 各種調査結果から

計画策定の資料を得るため、高齢者をはじめとする市民および介護サービス事業者に対して、アンケート調査を実施しました（調査の概要は P.104 参照）。以下は、課題を明らかにすることを目的として、主な結果を整理しています。

1．高齢者の介護予防への関心・取り組み



資料：令和７年度市川市健康とくらしの調査

「介護予防に関心はあるがまだ取り組んでいない」高齢者は 47.6%で、「日頃より取り組んでいる」（37.4%）を上回っています。

2．必要とする支援・サービスの充足感

▼日常生活や健康に必要な支援やサービスが、民間や行政によって提供されている

○要介護認定のない高齢者

- **●そう思う　：　7.4%**
- **●ややそう思う　：26.6%**
- ●どちらでもない：26.7%
- ●あまり思わない：　7.9%
- ●全く思わない　：　8.4%

○要介護・要支援認定を受けている高齢者

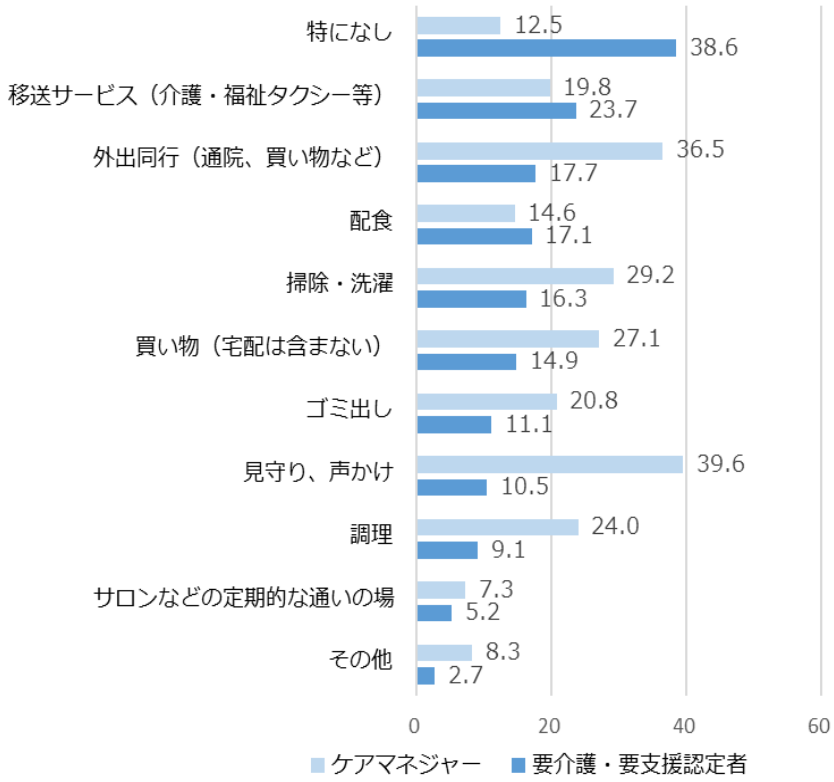
- **●そう思う　：21.4%**
- **●ややそう思う　：28.1%**
- ●どちらでもない：26.7%
- ●あまり思わない：11.5%
- ●全く思わない　：　7.2%

資料：令和７年度市川市健康とくらしの調査／市川市在宅ケアとくらしの調査

必要な支援やサービスが提供されていると感じる高齢者（「そう思う」と「ややそう思う」の合計値）は、要介護認定のない高齢者では 34.0%、要介護・要支援認定を受けている高齢者では 49.5%となっています。

3．サービスや支援に対するニーズ・不足感

▼在宅生活を継続するうえで必要と考える支援・サービス



資料：令和７年度市川市ケアマネジャー調査／市川市在宅ケアとくらしの調査

「外出同行（通院、買い物など）」や「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」は、ケアマネジャーおよび要介護・要支援者とも、ニーズや不足感が高いと回答しています。

4．高齢者サポートセンターの認知度

●よく知っている： 9.9%

●少し知っている：22.0%

●あまり知らない：34.0%

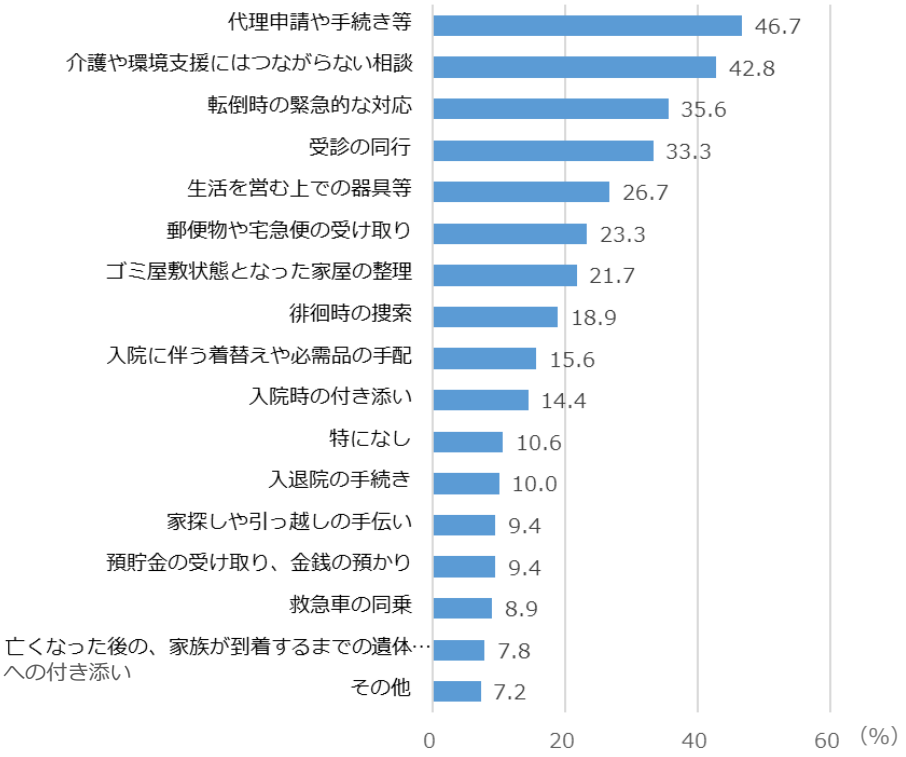
●全然知らない　：25.2%

資料：令和７年度市川市健康とくらしの調査

要介護・要支援認定のない高齢者における高齢者サポートセンターの認知度は３割程度にとどまっています。

５．相談支援場面における代行や複合的な課題

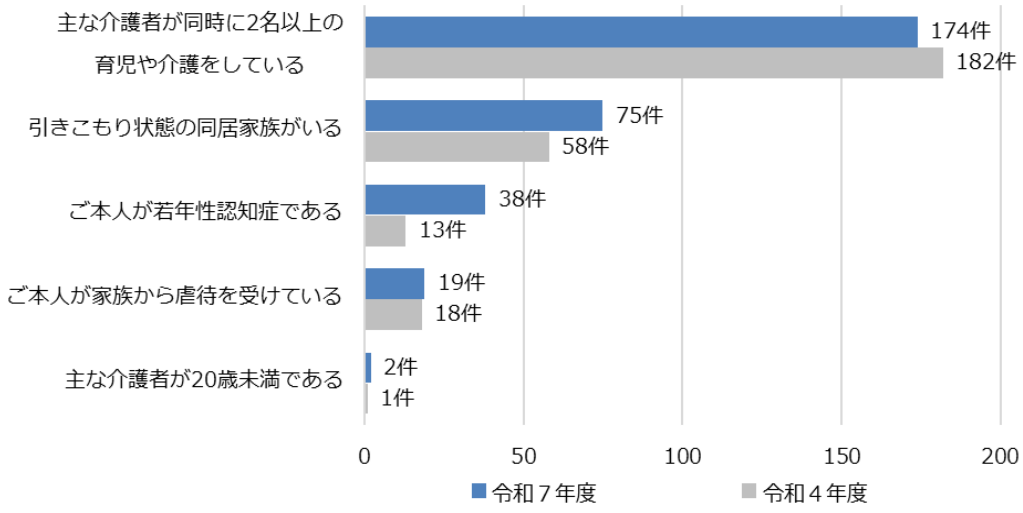
▼やむを得ず行った利用者や家族の代行等



資料：令和７年度市川市ケアマネジャー調査

４ 割以上のケアマネジャーが、「代理申請や手続等」、「介護や環境支援にはつながらない相談」といった、本来業務ではない代行等を行ったことがあると回答しています。

▼複合的な課題などを抱える世帯を担当するケアマネジャー



資料：令和７年度市川市ケアマネジャー調査／令和４年度市川市ケアマネジャー調査

複合的な課題としては、いわゆる「ダブルケア」が最多です。また、３ 年前の同調査と比較し、「ご本人が若年性認知症である」世帯や、「引きこもり」の世帯の件数が伸びています。

６．老後の備えについての考え

▼どのようなことに取り組む必要があるか

健康に関する備え（健康の維持・増進、介護予防、保険、病気やけがの治療等）	84.9%
終活関係の準備（自身の葬儀やお墓の準備、財産等の整理・相続の準備等）	59.7%
資産形成（貯蓄・投資）など	32.3%
住まいに関する備え（住宅の確保やリフォーム、修繕等）（防災・防犯除く）	24.4%
財産管理に関する備え（認知機能低下等に伴う財産管理相談（金銭管理サービス利用等））	21.4%
地域・職場等で人とのつながりを持つこと	20.3%
防災・防犯に関する備え（住宅の防災対策、防災用品備蓄、防犯システム利用等）	14.6%
その他	0.8%

▼終活関係の準備をしているか

●準備している　：27.6%

●準備していない：72.4%

▼行政に期待する取組

終活関係の相談窓口	53.4%
終活情報の登録(緊急連絡先・家族情報・医療情報等)	31.5%
死後事務(葬儀、行政手続き、遺品整理等)に関する事前の契約	29.2%
定期的な安否確認	28.4%
自宅の家財・遺品等の処分	24.9%
遺言預かりサービス	15.5%
保証人の紹介・相談窓口	14.0%
その他	1.9%

資料：（いずれも）高齢期のくらしや最期への備えに関する意識調査

老後の備えに関する 60 代以上の回答では、「健康に関する備え」に次いで、「終活関係の準備」が必要と考える人が多くいますが、実際に「終活準備をしている」人は約３割となっています。また、行政に期待する取組は「終活関係の相談窓口」が最も多くなっています。

７．人生の最終段階における医療やケアについて

▼人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）やリビングウィルの認知度・準備

○要介護認定のない高齢者

人生会議（ACP）という言葉を
- **●知っている　：　9.3%**
- ●知らない　：83.7%

リビングウィルを
- **●準備している　：　5.0%**
- **●準備を考えたことがある：36.3%**
- ●準備する予定はない　：12.3%
- ●知らない　：43.8%

○要介護・要支援認定を受けている高齢者

人生会議（ACP）という言葉を
- **●知っている　：　6.3%**
- ●知らない　：84.0%

リビングウィルを
- **●準備している　：　6.4%**
- **●準備を考えたことがある：15.4%**
- ●準備をしていない　：36.4%
- ●知らない　：32.2%

資料：令和７年度市川市健康とくらしの調査/市川市在宅ケアとくらしの調査

人生会議（ACP）という言葉を知っている人は、「要介護認定のない高齢者」、「要介護・要支援認定を受けている高齢者」のいずれも 1 割未満となっています。一方、リビングウィルは、「準備している」または「準備を考えたことがある」という人が、「要介護認定のない高齢者」では約４割、「要介護・要支援認定を受けている高齢者」では約２割となっています。

▼人生の最終段階のケアについて、家族や医療関係者と話し合っているか

- **●詳しく話し合っている　：　6.1%**
- **●一応話し合っている　：32.8%**
- ●考えたことはあるが話し合っていない：38.1%
- ●考えたことも話し合ったこともない　：13.8%

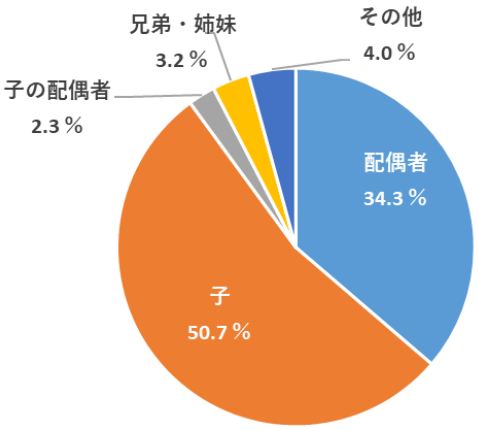
資料：令和７年度市川市在宅ケアとくらしの調査

人生の最終段階で受けたい、もしくは受けたくない医療・ケアについて家族や医療関係者と話し合っている高齢者（「詳しく話し合っている」、「一応話し合っている」の合計値）は、約４割となっています。

8．介護者の現況

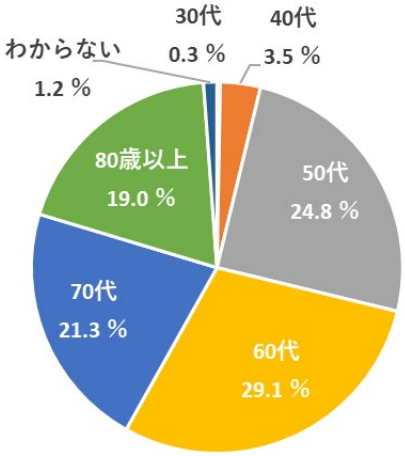
▼主な介護者の続柄

- ●配偶者　　：34.3%
- **●子　　：50.7%**
- ●子の配偶者　：　2.3%
- ●孫　　：　-
- ●兄弟・姉妹　：　3.2%
- ●その他　　：　4.0%



▼主な介護者の年齢

- ●80 歳以上　：19.0%
- ●70 代　　：21.3%
- **●60 代　　：29.1%**
- **●50 代　　：24.8%**
- ●40 代　　：　3.5%
- ●30 代　　：　0.3%
- ●わからない：　1.2%



▼主な介護者が不安に感じる介護

順位	選択肢	割合
1 位	**認知症状への対応**	**24.5%**
2 位	夜間の排泄	16.4%
3 位	入浴・洗身	15.3%
4 位	日中の排泄	13.0%
4 位	外出の付き添い、送迎等	13.0%
参考	服薬	4.3%

資料：（いずれも）令和７年度市川市在宅ケアとくらしの調査

在宅で介護を受ける要介護者について、主な介護者は「子」が最も多く、主な介護者の年齢は「60 代」が最多で、次いで「50 代」となっています。また、現在の生活を継続していくにあたり主な介護者が不安に感じる介護として、最も割合が高いのは、「認知症状への対応」となっています。

9．いきいきセンターの認知度

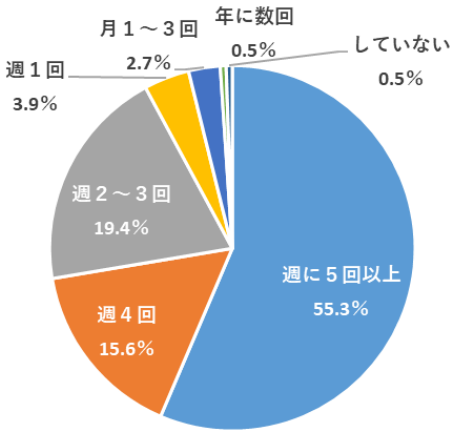
●知っていて利用している　　：4.7%
●知っているが、利用していない：49.3%
●知らない　　：41.1%

資料：令和７年度市川市健康とくらしの調査

「いきいきセンター」（P.92 参照）の認知度について、「知っているが、利用していない」が最も多く約５割であり、「知らない」が約４割となっています。

10．外出の頻度

●週に５回以上：55.3%
●週４回　　：15.6%
●週２～３回　：19.4%
●週１回　　：3.9%
●月１～３回　：2.7%
●年に数回　　：0.5%
●していない　：0.5%

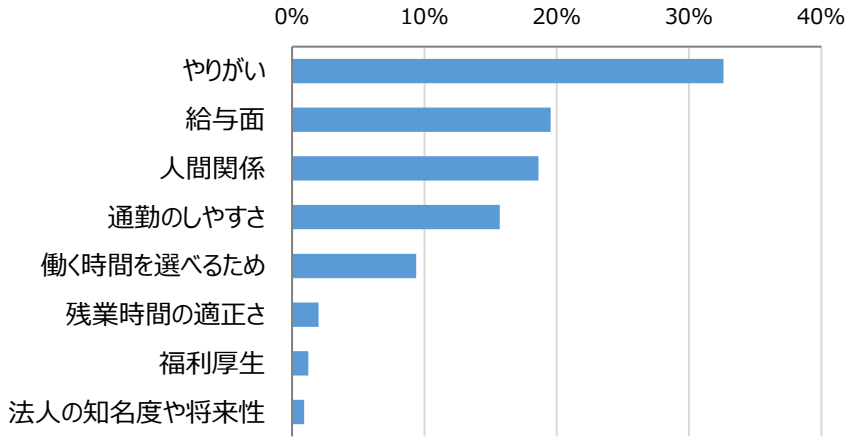


資料：令和７年度市川市健康とくらしの調査

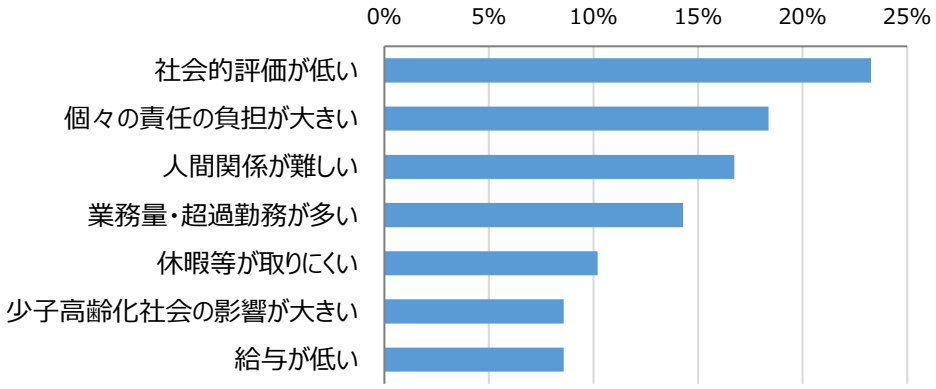
外出頻度が週１回未満の高齢者（「月１～３回」、「年に数回」、「していない」の合計値）は、約 3.3%となっています。

11. 介護人材施策に関する事業所の意向

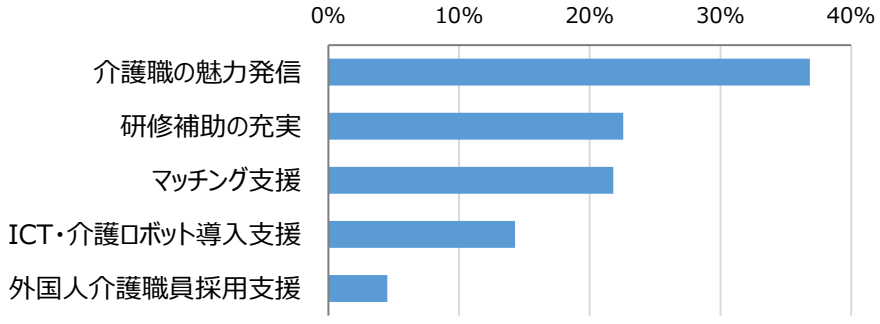
▼介護職員として就労するにあたって、最も重要視していること（職員票）



▼介護人材の新規参入や就業の定着が難しいと考える理由（事業所票）



▼介護人材確保対策として、市川市（行政）に要望する事業（事業所票）



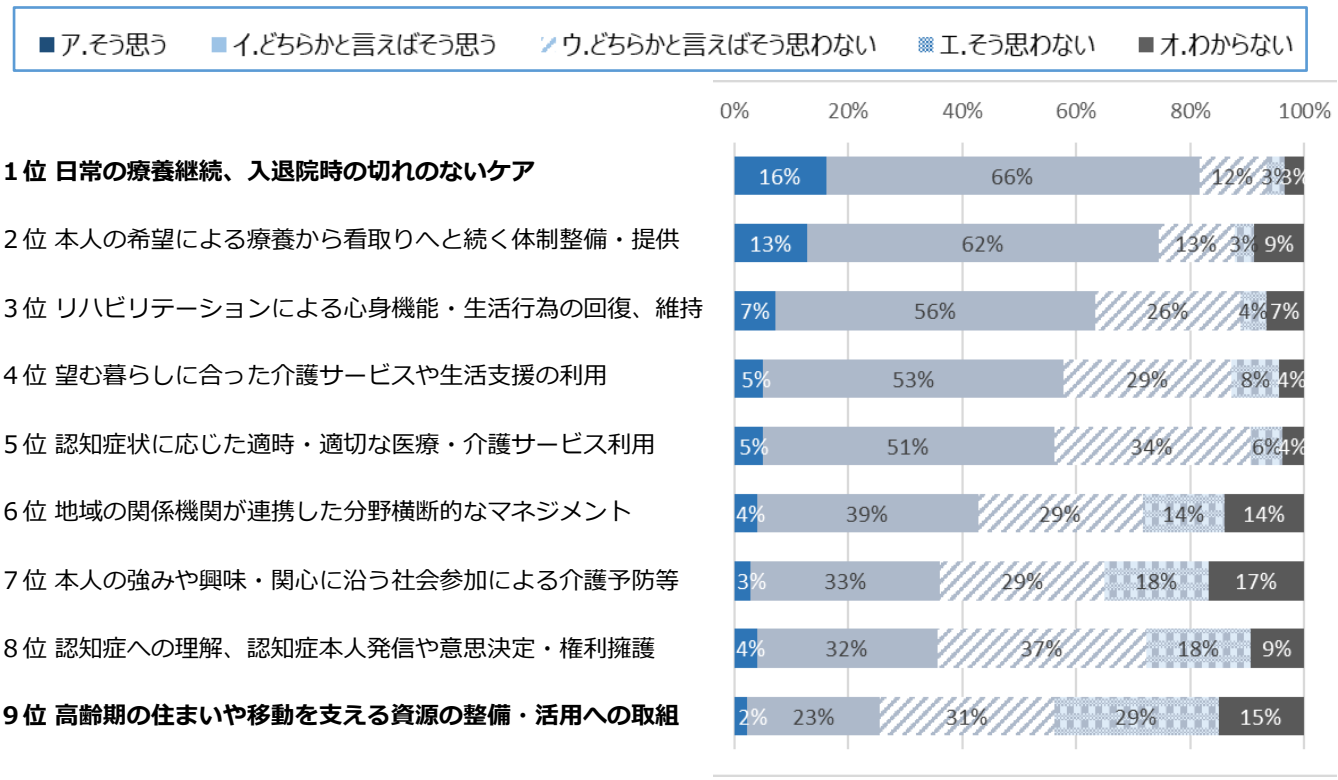
資料：令和７年度市川市介護人材実態調査

介護職員として就労するにあたって「やりがい」が最も重要視されています。

また、介護人材の新規参入や定着にあたり、「社会的評価が低い」ことが主な課題としてあげられており、市川市（行政）に対しては、「介護職の魅力発信」が求められています。

12. 地域包括ケアシステム構築の進捗状況の点検

▼本市の「地域包括ケアシステム」構築に関する施策は実施できているか



資料：令和７年度市川市ケアマネジャー調査

本市の地域包括ケアシステムの構築に対するケアマネジャーの評価について、実施できている（「そう思う」＋「どちらかと言えばそう思う」）という評価が多いのは、在宅医療・介護連携や看取りに関する施策、介護サービスや生活支援の利用、リハビリテーションの活用といった領域です。

一方、実施できていない（「そう思わない」＋「どちらかと言えばそう思わない」）とする評価が多いのは、高齢期の住まいや移動支援に向けた取組、認知症への理解や意思決定・権利擁護、本人の強みや興味・関心に沿った社会参加による介護予防等であり、課題のある領域と考えられます。

第３章

計画の基本理念と基本的方向

Ⅰ　基本理念、基本方針、基本目標

Ⅱ　日常生活圏域

Ⅰ　基本理念、基本方針、基本目標

１．計画の基本理念

本計画は、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができ、心身の健康を維持し、生きがいや幸福感が向上することを目指しています。そのためには、「現在の」「高齢者だけ」に留まらず、介護や生活上の支援を必要とする人が、将来にわたり必要なサービスやサポートを受けられ、人生の最期まで尊厳を保ち、安心して暮らし続けられる体制をつくることが重要です。

こうした観点から、本計画はこれまでの基本理念を引継ぎ、超高齢社会に対応する「地域包括ケアシステム」の構築、深化・推進に努め、高齢者の自立と尊厳を支えるケアを確立することや、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

個人としての尊厳が保たれ
その人らしく自立した生活を送ることができる
安心と共生のまち　いちかわ

２．計画の基本方針

本市は、50 万近い人口を擁し、様々な活動団体や、民間のサービス、人材や資源に恵まれています。そこで、地域で暮らす高齢者を取り巻く様々な課題の解決に向けて、本市の強みを活かし、地域の特色を踏まえた取組を展開するとともに、地域の多様な主体との協働による課題解決を目指します。

地域の多様な主体がもつ強みや資源を活かして
課題解決に取り組み、地域包括ケアを深化・推進する

３．基本目標の考え方

「高齢者施策の中期的なあり方について（答申）」（P.10 参照）の３つの柱を踏まえ、３つの基本目標を策定しました。

基本目標１

介護・予防・生活支援サービス・活動の充実による自分らしい生活の継続（仮）

本計画の基本理念を踏まえ、引き続き、地域包括ケアの深化・推進を目指します。

基本目標２

高齢期や最期への備えについて考える文化の創造と、手続き支援の体制整備

全国的に「身寄りのない高齢者」への支援が、新たな課題として浮上しています。今後数年間にわたり、重点的に取り組む必要があります。

基本目標３

地域社会の中につながりや役割を持てる“関係性”の資源づくり

近年、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や「孤独孤立対策推進法」が施行されたことも踏まえ、重点的に取り組むべきテーマと考えられます。

Ⅱ 日常生活圏域

1．日常生活圏域とは

日常生活圏域とは、介護保険法第 117 条第 2 項に規定され、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。国では、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区程度をその単位として想定しています。

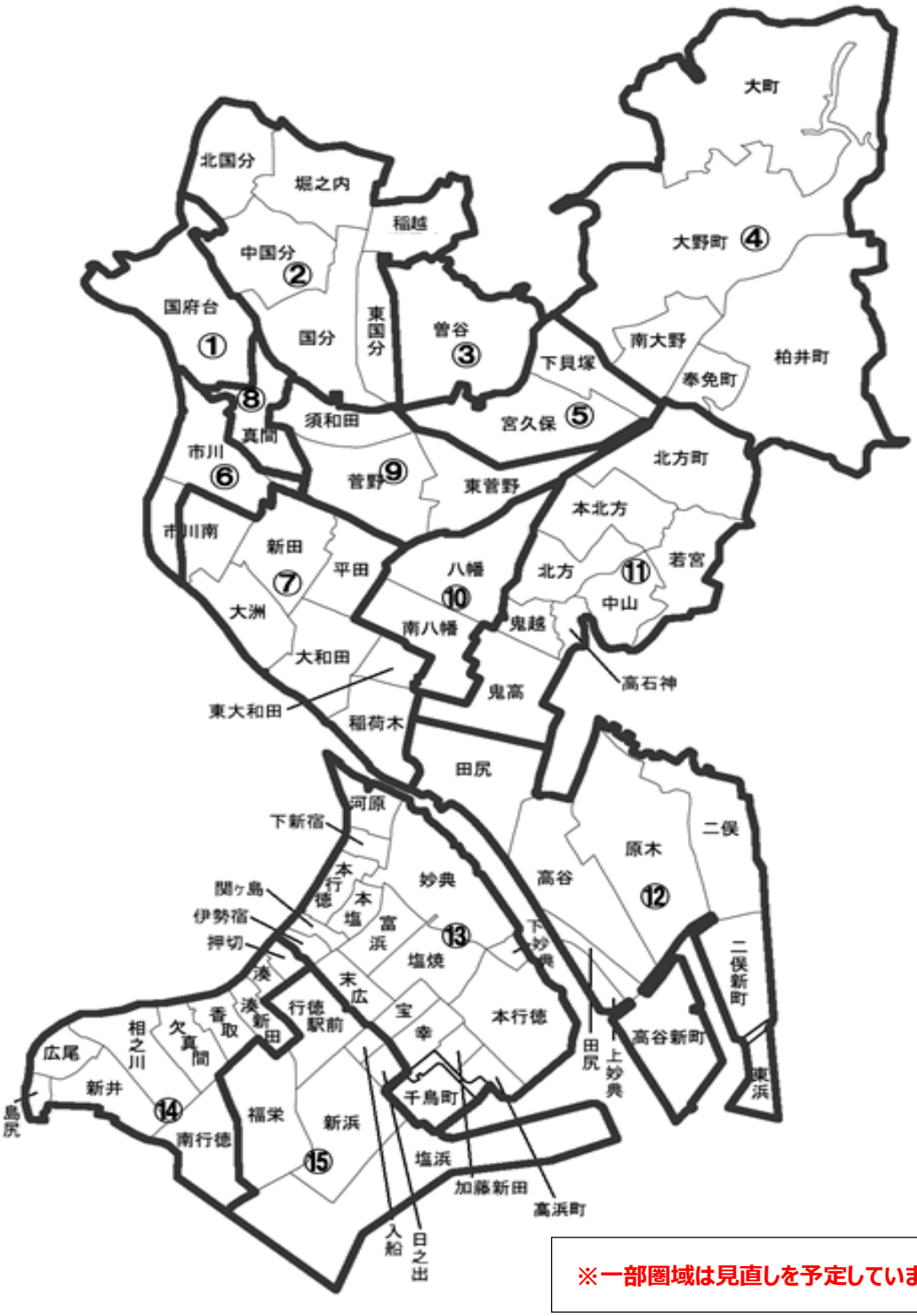
2．本計画の日常生活圏域

本計画は、市川市自治会連合協議会や「地域ケアシステム」の 14 の地区を踏まえた 15 の日常生活圏域を設定し、住民や地域の多様な主体による地域づくりの活動や、介護予防・生活支援体制の整備並びに認知症施策との連携を図っていきます。

地区	番号	日常生活圏域	町丁
北部	②	国分	北国分、中国分、堀之内、稲越、東国分、国分
	③	曽谷	曽谷
	④	大柏	大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町
	⑤	宮久保・下貝塚	宮久保、下貝塚
西部	①	国府台	国府台
	⑥	市川第一	市川、市川南3・4、真間1
	⑦	市川第二	市川南1・2・5、新田、平田、大洲、大和田、稲荷木、東大和田
	⑧	真間	真間2～5
	⑨	菅野・須和田	菅野、須和田、東菅野
東部	⑩	八幡	八幡、南八幡
	⑪	市川東部	北方町、本北方、若宮、北方、中山、鬼越、高石神、鬼高
	⑫	信篤・二俣	田尻、高谷、原木、二俣、上妙典、二俣新町、高谷新町、東浜
南部	⑬	行徳	河原、妙典、下妙典、下新宿、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、末広、塩焼、宝、幸、加藤新田、高浜町、千鳥町
	⑭	南行徳第一	押切、湊、湊新田、香取、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻、南行徳
	⑮	南行徳第二	行徳駅前、入船、日之出、新浜、福栄、塩浜

※①～⑮は、次ページの地図の番号に対応

※一部圏域は見直しを予定しています



※一部圏域は見直しを予定しています

3．日常生活圏域の状況

※第３回高齢者福祉専門分科会にて近時の実績を報告予定

●日常生活圏域別人口および認定者数（単位：人）

地区	日常生活圏域	総人口	65歳以上	75歳以上	85歳以上	要介護認定者（65歳以上）
北部	国分	27,797	7,224	4,353	1,277	1,374
	曽谷	15,256	4,494	2,679	737	804
	大柏	38,921	10,974	6,409	1,806	2,137
	宮久保･下貝塚	17,330	4,548	2,671	773	906
西部	国府台	5,643	1,574	930	331	331
	市川第一	24,303	5,186	2,924	906	960
	市川第二	55,477	11,644	6,779	2,222	2,179
	真間	5,635	1,535	939	307	351
	菅野･須和田	26,627	6,513	3,775	1,293	1,298
東部	八幡	31,069	6,346	3,436	1,092	1,190
	市川東部	47,972	11,400	6,532	2,124	2,177
	信篤･二俣	29,868	5,608	2,780	689	829
南部	行徳	63,972	10,125	4,883	1,193	1,460
	南行徳第一	63,344	10,254	5,119	1,299	1,560
	南行徳第二	39,621	8,601	4,225	998	1,241
市全域		492,835	106,026	58,434	17,047	18,797

資料：介護保険システムより抽出（令和５年９月末）

●日常生活圏域別人口および認定者数の割合[1]（単位：%）

地区	日常生活圏域	65歳以上	75歳以上	85歳以上	要介護認定率（65歳以上）
北部	国分	26.0	15.7	4.6	19.0
	曽谷	29.5	17.6	4.8	17.9
	大柏	28.2	16.5	4.6	19.5
	宮久保･下貝塚	26.2	15.4	4.5	19.9
西部	国府台	27.9	16.5	5.9	21.0
	市川第一	21.3	12.0	3.7	18.5
	市川第二	21.0	12.2	4.0	18.7
	真間	27.2	16.7	5.4	22.9
	菅野･須和田	24.5	14.2	4.9	19.9
東部	八幡	20.4	11.1	3.5	18.8
	市川東部	23.8	13.6	4.4	19.1
	信篤･二俣	18.8	9.3	2.3	14.8
南部	行徳	15.8	7.6	1.9	14.4
	南行徳第一	16.2	8.1	2.1	15.2
	南行徳第二	21.7	10.7	2.5	14.4
市全域		21.5	11.9	3.5	17.7

[1] 総人口に占める年齢別人口の割合および 65 歳以上人口に占める要介護認定者の割合を示している。

第４章

施策の展開

Ⅰ　施策体系および主な事業

Ⅱ　基本目標１

介護・予防・生活支援サービス・活動の充実による自分らしい生活の継続（仮）

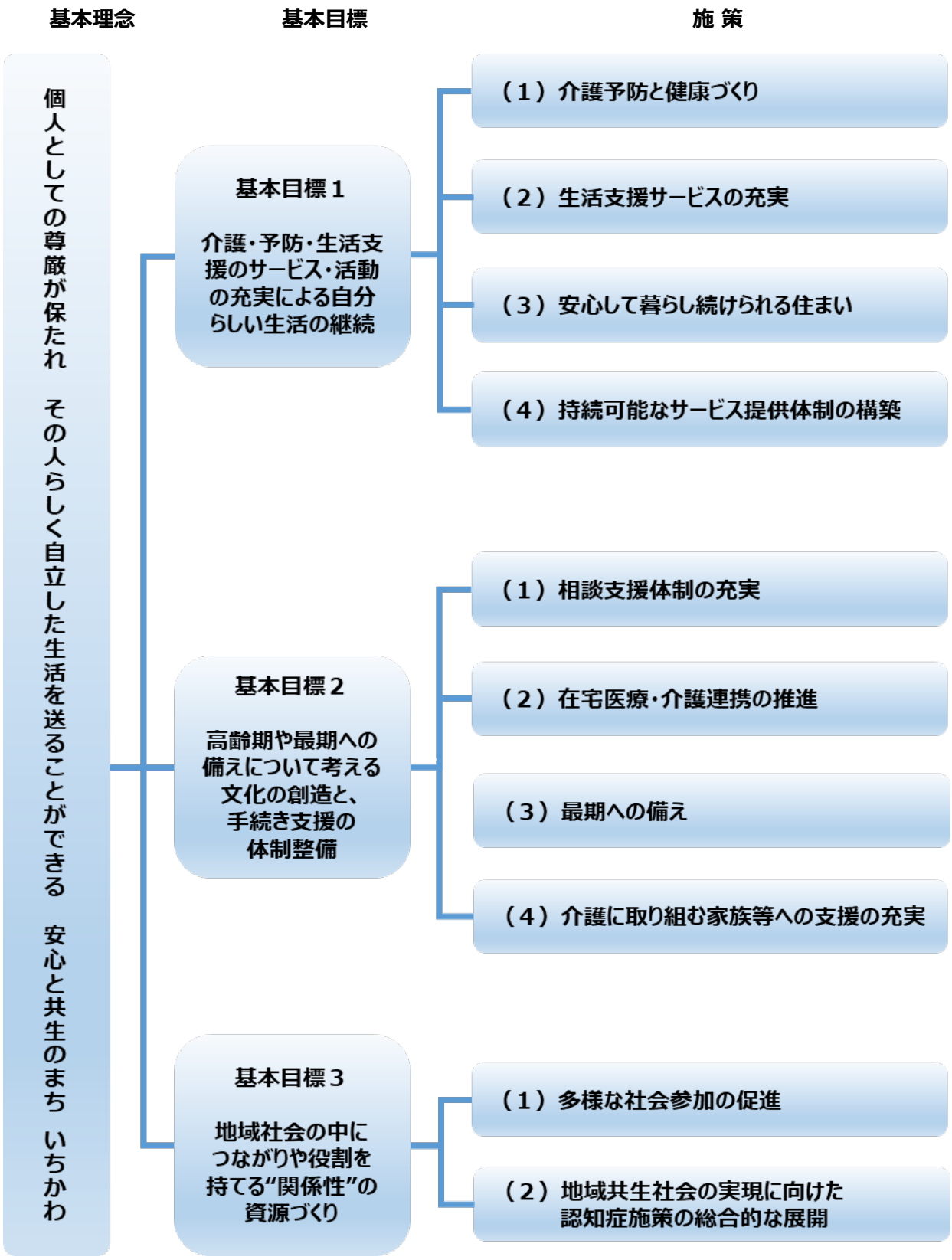
Ⅲ　基本目標２

高齢期や最期への備えについて考える文化の創造と、手続き支援の体制整備

Ⅳ　基本目標３

地域社会の中につながりや役割を持てる“関係性”の資源づくり

Ⅰ 施策体系および主な事業



主な事業や取組

●市公式 LINE での情報発信 ●フレイル予防・社会参加に関する啓発 ●介護予防講座 ●地域介護予防活動支援事業 ●地域リハビリテーション活動支援事業	●介護予防把握事業 ●いちわかプログラム ●かかりつけ医の重要性の啓発 ●健康ポイント Aruco（あるこ）	●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ●健康増進に関する事業 ●補聴器購入記助成事業 ●はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業 ●食の自立支援事業
●生活支援体制整備事業 ●「いちかわ支え合いネット」 ●「市川市生活おたすけ情報」 ●移動販売の支援 ●ゴールドシニア外出支援事業「チケット 75」	●生活支援サポーター養成研修 ●「お互いさま事業」による支援 ●高齢者見守り支援事業 ●LINE による見守り（仮） ●食の自立支援事業(配食による見守り)	●高齢者等世帯ごみ出し支援 ●民生委員による見守り ●市川市地域見守り活動に関する協定
●住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度 ●市川市生活サポートセンター そら ●バリアフリーに配慮した住宅の支援	●エアコンサポート 75 ●居住系サービスの確保と質の向上 ●消費者被害の防止	●市川市消費生活センター ●「電話 de 詐欺」の注意喚起など ●避難行動要支援者対策事業
●要介護認定の適正化 ●介護給付・ケアマネジメントの適正化 ●介護サービス事業者に対する指導・監督 ●市川市介護保険地域運営委員会の開催 ●提出書類の簡素化・オンライン化 ●介護職のイメージ向上につながる情報発信	●「福祉のしごと」説明・就職面接会 ●介護に関する入門的研修 ●介護職員初任者研修/介護福祉士実務者研修/主任護支援専門員研修の受講および介護支援専門員の資格取得に係る費用補助 ●介護現場における生産性向上の推進および経営改善の支援	

●高齢者サポートセンターの運営 ●地域ケア個別会議 ●地域ケア推進会議 ●自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの強化	●高齢者虐待を未然に防ぐ取組 ●高齢者虐待の早期発見、早期対応および支援体制の強化 ●介護相談員派遣事業 ●市川市よりそい支援事業
●在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築 ●在宅医療連携拠点事業の構築 ●医療・介護関係者の研修 ●医療・介護関係者の情報共有の支援	●地域住民への在宅療養の普及啓発 ●在宅医療支援事業 ●在宅療養者等口腔保健推進事業
●成年後見制度利用支援事業 ●福祉サービス利用援助事業（てるぼサポート） ●頼れる身寄りのない高齢者等への相談支援（仮）	●終活支援（仮） ●リビングウィル・ACP（人生会議）の推進
●「家族介護教室」や「認知症カフェ」を通じた介護者への支援 ●介護保険サービスなどに関する情報提供 ●仕事や育児と介護の両立支援・家族の働き方等に配慮した相談支援体制	●認知症の人の介護に関する情報提供や支援 ●介護保険利用者負担助成事業 など ●在宅での介護にかかる支援（紙おむつの給付等）

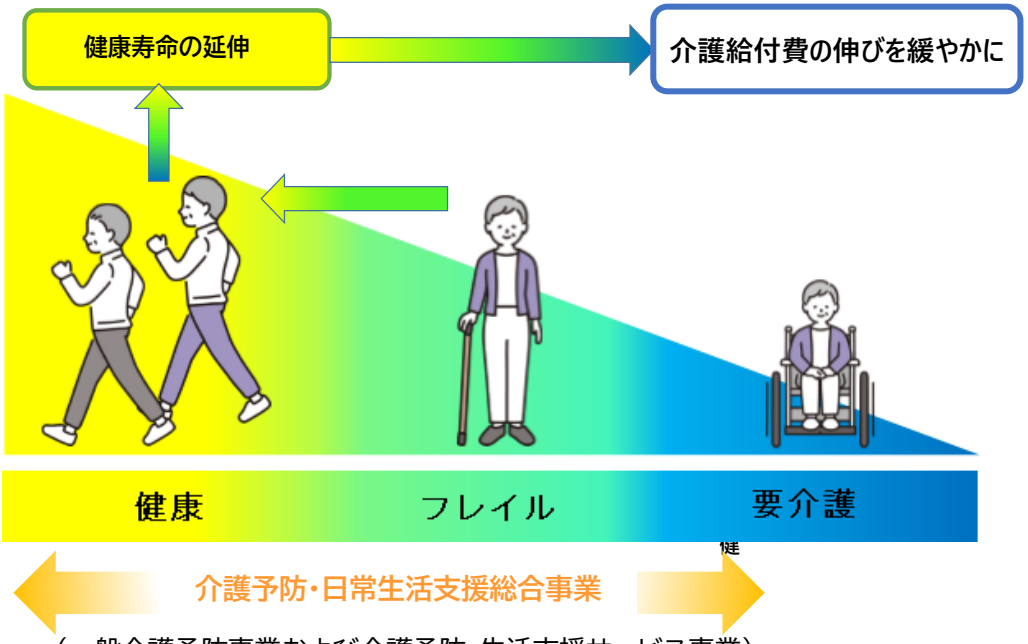
●地域づくり事業 ●生活支援コーディネーター（ＳＣ）の配置 ●CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置 ●「いちかわ支え合いネット」の運営（再掲） ●市公式 LINE での「通いの場」の情報配信 ●「『きょういく』ところ見つけませんか？」	●いきいきセンターの運営 ●高齢者クラブの支援 ●サロン活動の支援 ●市川みんなで体操 ●参加支援事業	●市民スポーツ振興事業など ●公民館主催講座活動事業など ●シルバー人材センター事業の支援 ●高齢者の就労支援 ●補聴器購入費助成事業（再掲） ●「チケット 75」（再掲）
●認知症地域支援推進員の配置 ●認知症チェックリストの活用（仮） ●認知症初期集中支援チームの活動 ●認知症本人ミーティング（仲間と話そう）の開催 ●認知症家族交流会の開催 ●若年性認知症本人ミーティング・家族交流会の開催	●認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及 ●認知症サポーター養成講座の開催 ●認知症に関する勉強会の開催 ●「認知症の人にやさしいお店・事業所」の認定	●認知症カフェの開催支援 ●認知症の人が安心して外出できるための支援 ●認知症サポーターステップアップ講座およびチームオレンジの整備 ●ピアサポート活動の充実

基本目標１-（１）介護予防と健康づくり

健康寿命の延伸に向けて、誰もが自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。多くの市民が、なるべく早期から健康づくりや介護予防に取り組むよう、様々な方法で普及啓発を行います。また、介護予防に資する「通いの場」の充実や、社会参加の促進を図るとともに、心身機能の低下があった場合に、状態や環境等に応じた取組やサービスにつなげられるよう支援し、介護予防・重度化防止に努めます。

現状・課題

○　本市では、令和２（2020）年度に後期高齢者（75 歳以上）の人口が前期高齢者（65 歳から74歳まで）の人口を上回り、当面、年齢の高い高齢者が増えていく見込みです（P.17参照）。「健康寿命」は延伸傾向にありますが、さらなる延伸に向け、健康なうちから生活習慣病の予防に取り組むことや、社会参加を継続すること、そして、心身の活力が低下したフレイルの状態に対して、“元気な生活”を取り戻す重点的な支援が必要です。



○　高齢者の約半数は、必要性を認識しながらも介護予防に取り組めていない可能性があります（P.22 参照）。また、外出頻度が少ない高齢者が一定割合いることから、活動低下による心身機能の衰えとともに、地域とのつながりがない孤立状態にあることが懸念されます（P.28 参照）。フレイル予防・自立支援についての周知啓発とともに、介護予防に資する活動の支援を強化する必要があります。

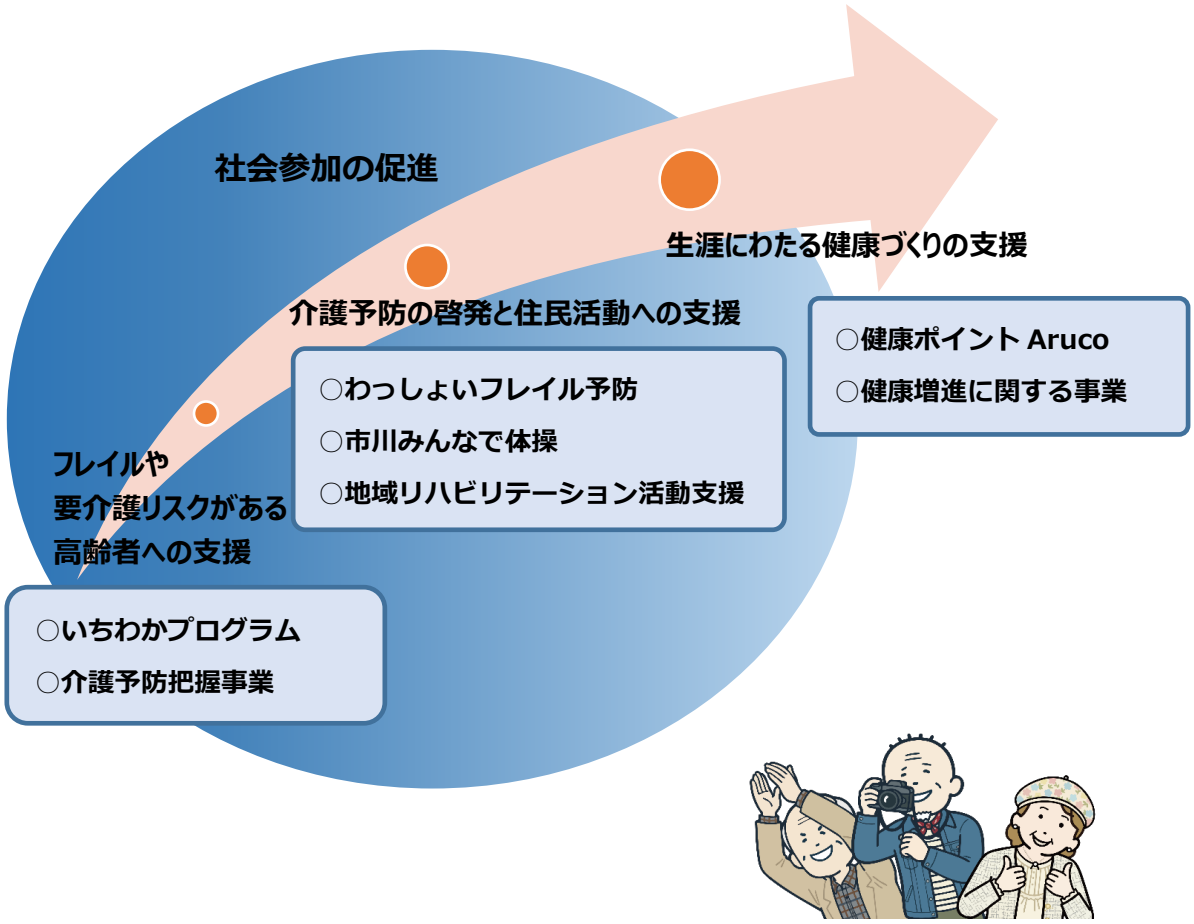
今後の方針

○　多くの市民が、介護予防の意識を持ち、介護予防に資する活動に主体的に取り組めるよう、リーフレット配布や市公式 LINE 等での情報発信により、フレイル予防の周知・啓発を行っていきます。

○　「通いの場」をはじめとする地域の住民主体の活動に対し、リハビリテーション専門職による多職種が関わり介護予防の取組の強化を行い、住民主体の介護予防活動の支援の充実を図ります。

○「いちわかプログラム」のほか総合事業の多様なサービス・活動の充実を図り、多様なニーズに応じた支援を促進することで、介護予防・重度化防止の施策を推進していきます。

○　相談窓口や様々な事業において、フレイルや閉じこもりなど、何らかの支援を要する方の早期把握に努め、必要な支援につながるよう支援するとともに、社会参加を促進します。



主な事業や取組

○介護予防の啓発【地域包括支援課】

「わっしょいフレイル予防」の愛称とともに、介護予防に役立つ情報等を周知・啓発し、「フレイル予防」を身近に感じられるキャラクターを用いて情報を届けます。高齢者のみにとどまらず、広く市民に向けた情報発信や介護予防講座開催などを通じ、フレイル予防の意識付けに努めます。

●市公式 LINE での情報発信（カテゴリ「健康長寿」）

定期的にフレイル予防・健康づくりに関する情報や講座の案内等の情報提供を行います。

●フレイル予防・社会参加に関するリーフレットの作成・配布

フレイル予防に関連するオーラルフレイル、栄養、転倒予防、地域のおでかけ情報などのリーフレットを作成、配布を行っています。

●介護予防講座

市内の公共施設において介護予防講座を開催します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

記事などを予定

○住民活動の支援

住民が地域活動の中で、体操等の介護予防に資する活動を実施・継続できるよう、生活支援コーディネーター、コミュニティーソーシャルワーカーや、庁内の他部門とも連携しながら、地域の実情に応じた支援を行います。

●地域介護予防活動支援事業【地域包括支援課】

「市川みんなで体操」を地域住民が身近な場所に集まり実施・継続できるよう、DVD 教材の貸与、保健師等の訪問による支援を行っています。

また、いきいきセンターや南行徳地域共生センターの高齢者の居場所づくりの拠点や集まりの場で、介護予防に資する活動が実施できるよう、保健師等の訪問支援や活動に関する相談や助言を行っています（P.93 参照）。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●地域リハビリテーション活動支援事業【地域包括支援課】

定期的に活動している団体や介護事業所を対象に依頼に応じて、リハビリテーション専門職等が出向き、フレイル予防、オーラルフレイル予防・低栄養予防等の介護予防・自立支援に資する活動の助言を行っています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				



○フレイルや要介護リスクがある高齢者の支援

フレイル状態や閉じこもりなど何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、必要なサービスや地域の介護予防活動につなげていきます。

●介護予防把握事業　【地域包括支援課】

通いの場等でフレイル予防に関するアンケートを実施し、フレイル予防の啓発や住民活動への支援に活用しています。また、関係機関（高齢者サポートセンター、生活支援コーディネーター、保健センター等）や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施と連携し、支援が必要な方の把握に努め、必要な支援やサービス、地域の介護予防活動につなげています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●いちわかプログラム（短期集中予防サービス事業）　【地域包括支援課】

フレイルの状態にある方、要支援者の方を対象に、ケアマネジャーの支援のもと、個別の短期集中的な介護予防プログラムの利用により、生活機能の向上や社会参加をはじめ元気な生活を取り戻すことを目指します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

「いちわかプログラム」の記事など

○生涯にわたる健康づくりの支援

●かかりつけ医の重要性の啓発　【保健医療課】

病気や生活習慣病を予防するには、体質、病歴や健康状態を把握し、病状に応じて専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」を持ち、日頃から相談することが大切です。このため、かかりつけ医を持つことの重要性について普及啓発していきます。

●健康ポイント Aruco（あるこ）　【健康都市推進課】

市民の健康づくりを応援するインセンティブポイントとして、令和 5 年度に開始しました。スマートフォンアプリまたは活動量計を使い、市内 20 カ所に設置している体組成計および血圧計の測定や、1 日の歩数に応じて、ポイントが付与されます。貯まったポイントは、デジタル地域通貨「ICHICO」に交換し、加盟店での決済に利用することができます。



●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施　【地域包括支援課・健康支援課】

高齢者の医療や健診の受診状況および結果データを踏まえ、地域の実情に応じ、通いの場等への積極的な支援や、支援の必要な方に対する個別支援を実施しています。通いの場等への支援では、専門職がフレイル予防に関する健康教育・健康相談を実施し、個別支援では、介護や医療を要するリスクが高いと考えられる方に対し、個々の状態に応じた支援や必要な支援機関と連携した個別的な支援等を実施しています。

●健康増進に関する事業　【健康支援課】

事業領域	概要
食生活の改善	健康寿命の延伸に向け、個々の高齢者の特性に応じて生活の質の向上が図られるように、食生活の改善を推進します。 ▼関連事業：食生活サポーター／栄養・食生活相談
歯科・口腔の健康づくり	生涯を通じて切れ目のない歯と口腔の保健を推進します。 ▼関連事業：成人歯科健康診査／口腔がん検診
生活習慣病予防等の健康増進	生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、事故防止による傷害の発生を予防します。 ▼関連事業：健康教育／健康相談／食生活サポーター／訪問指導
疾病の予防、早期発見・早期治療	予防接種によって感染症の発症および重症化を予防するとともに、がん検診、肝炎検診で疾病を早期発見し、早期治療につなげることで死亡リスク等を軽減します。また、国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者等に対して特定健康診査等を実施し、必要に応じて受診勧奨や生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の予防や重症化を防ぎます。 ▼関連事業：予防接種事業／健康診査・各種検診

●補聴器購入費用助成事業　【地域包括支援課】

65 歳以上の方のうち、市民税世帯非課税かつ医師から補聴器が必要であることの証明を受けている方を対象に補聴器の購入費の一部助成を行います。補聴器の使用により、難聴の影響を低減させ、積極的な社会参加を促進します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業　【地域包括支援課】

65 歳以上の方のうち、申請時に市民税非課税の方に対し、施術費用のご負担を軽減するため、助成券を交付します。施術による痛みの軽減や自然治癒力の向上により、身体の回復力を高めて、健康づくりを促進します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●食の自立支援事業　【地域包括支援課】

65 歳以上の方のうち、ひとり暮らしまたは高齢者世帯など、食事の支度が困難な方や安否確認を希望する方に対して、事前にアセスメントを行い、必要に応じて配食サービスを実施します。栄養バランスを考慮した配食事業者の弁当を利用することにより、栄養改善を図ります。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

その他関連事業や取組など

●高齢者健康入浴券交付事業 [1]　　地域包括支援課　　下記注釈

[1] 自宅に入浴設備のないひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で市民税非課税世帯の人に、公衆浴場の入浴券を交付する。

基本目標１-（２）生活支援や見守りの充実

要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送れるよう、多様な主体による生活支援・サービスを選択できるよう支援するとともに、元気な高齢者が支援の担い手となるよう養成し、活躍の場を広げる取組を行います。また、地域のニーズや資源の把握に努め、行政、地域住民、関係機関が連携した見守り体制の構築や、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

現状・課題

○　今後、高い年齢層において、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する見通しであり、また、認知症の人も増加すると推計されています（P.18 参照）。日常生活上の支援を必要とする高齢者を支えるため、地域の多様な主体による資源を見出し、個々の状況に応じた資源につなぐことが求められています。

（参考）国の基本指針（案）（P.8 参照）における「多様な主体」の例示：

住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO 法人、社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、高齢者クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会議所・商工会、民生委員等

○　市内 15 ヵ所の高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）に配置されている生活支援コーディネーターは、各地域の特性を踏まえながら、地域資源の把握や、地域との関係づくりを進めています。

○　日常生活や健康のため、必要な支援やサービスが提供されていると感じている高齢者は、一般高齢者では３割程度であり、要介護・要支援認定を受けている高齢者と比べて低い割合となっています（P.22 参照）。元気なうちは、支援やサービスに対する認識が薄いことや、情報が届いていないことも考えられるため、周知・啓発に取り組む必要があります。

○　令和元年度以降、毎年生活支援サポーターを養成し、着実に人数を増やしています。支援を希望する人へのマッチングはまだ事例が少ないことから、さらにサポーターを増やし、高齢者のニーズに応えられる体制整備を進めていくことが必要です。

○　在宅生活の継続に必要と考える支援は、高齢者は、「移送サービス」や「外出同行」などが上位となっています。一方、ケアマネジャーにおいては、「声かけ・見守り」が最も多く、次いで、「外出同行」となっています（P.23）。

今後の方針

○　個々のニーズや課題に応じた支援を強化するため、生活支援コーディネーターが主体となり、ニーズと地域資源のマッチングを促進します。地域資源の情報収集やニーズ把握を基に、地域ケア推進会議、地域ケアシステム推進連絡会、その他の会議などを通じて、ネットワークの構築を図るとともに、「その人らしさ」の尊重と「自立支援」を念頭に、多様な主体とともに課題解決に取り組みます。

生活支援コーディネーターの活動方針

１）高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくための多様な主体による支援やサービス、居場所などの地域資源に関する情報を収集・共有します。

２）相談窓口や地域の会議などで、高齢者の生活上の困りごとや社会参加のニーズを把握し、個々の支援ニーズに応じた地域資源とのマッチングを支援します。

３）「年齢を重ねても自分らしく安心して住み続けられる地域」を目指し、地域住民やCSW その他の関係者など地域で活動する多様な主体と共に、支援ニーズに対応する活動や取組を検討し、実現に向けて支援します。

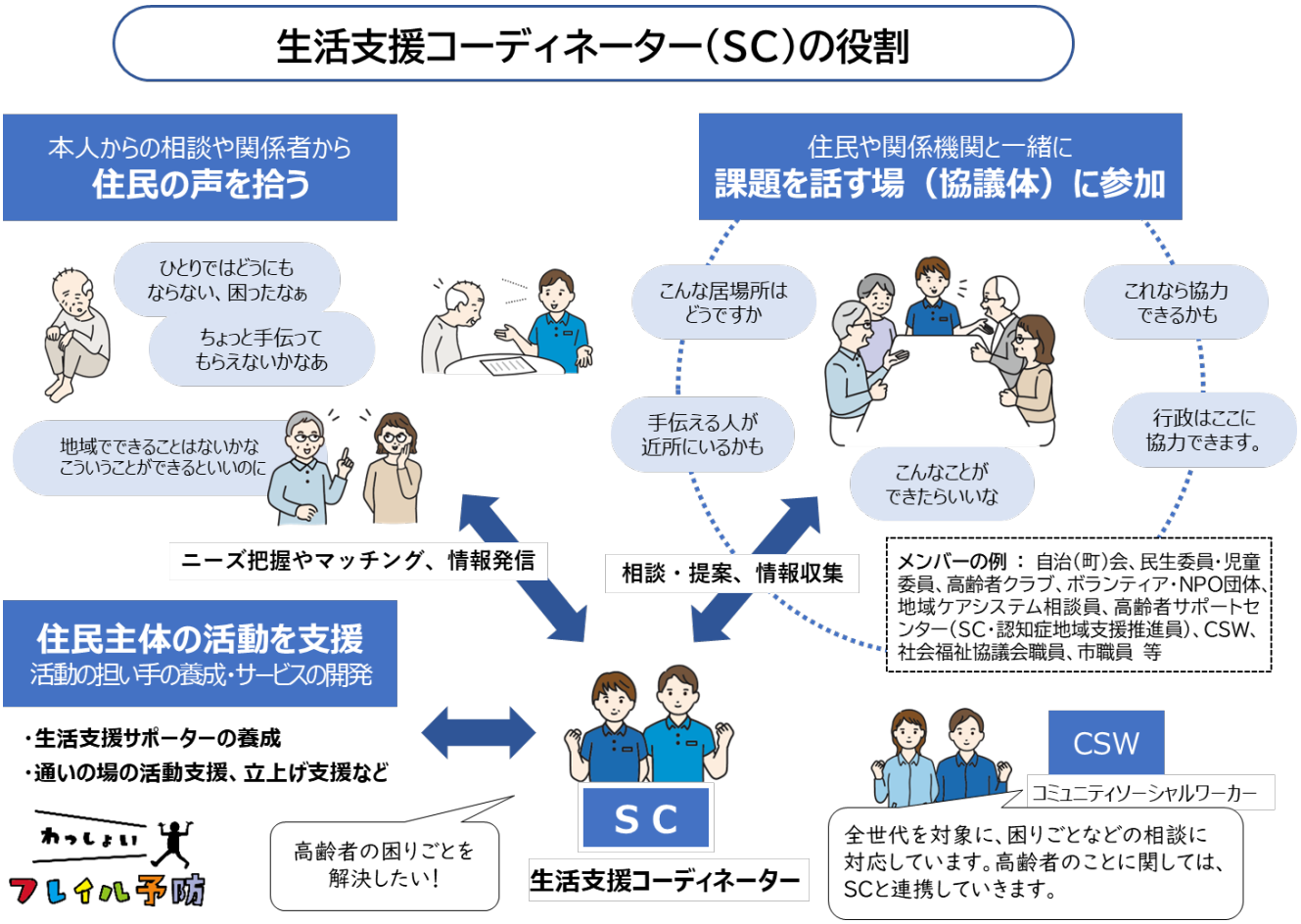
○　高齢者とサポーターをマッチングする体制整備において、サポーター拡充に向けた周知の強化や、ボランティア活動に ICHICO ポイントを付与することなども検討していきます。

○　ひとり暮らし世帯などの増加に伴い、見守りへのニーズが高まっていることから、新たに市公式 LINE アカウントを活用した高齢者見守りサービスを導入し、見守り支援の拡充を図ります。また、「地域見守り活動に関する協定」は、民間事業者などとの協定締結数を増やし、地域での見守り体制の強化を図ります。

●生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター（SC）の配置など）【地域包括支援課】

生活支援・介護予防の体制整備に向けて、第１層（市全域）および第２層（日常生活圏域）に、「生活支援コーディネーター（SC）」を配置します。

本市の生活支援コーディネーターは、「認知症地域支援推進員」（P.98 参照）と兼務しており、認知症施策との連携を図ります。さらに、全世代を対象とした地域福祉活動の支援を担う「CSW（コミュニティソーシャルワーカー）」（P.91 参照）や、地域の支え合いの仕組みである「地域ケアシステム」（P.52 参照）との連携のもとで、下記の役割を果たします。



●「いちかわ支え合いネット」　【地域共生課】

生活上のちょっとした困りごとの解決について、市が運営する web サイトで、民間企業や NPO などの行うサービスや互助の支援などを検索することができます。

●「市川市生活おたすけ情報」　【地域包括支援課】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の相談窓口、インフォーマルサービス、在宅生活の様々な支援などを掲載した冊子を作成し、相談窓口で配布しています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●移動販売の支援　【地域包括支援課】

買い物不便地域の解消と、市民の交流促進を目的として、生鮮食品や日用品などを扱う「移動販売」の実施を支援します。市とイオンリテール株式会社・ウエルシア薬局株式会社が協働で実施する移動販売は、令和８年度現在、市内 48 ヵ所で展開されています。

市は、協定を締結した移動販売の事業者に対し、公園や市営住宅の敷地の使用許可や、住民や支援者に対する情報提供などの支援をしています。

●ゴールドシニア外出支援事業「チケット 75」　【地域包括支援課】

高齢者の外出を促進するとともに、必要な移動を支援するため、市内で利用できるバス・タクシーの運賃の一部を助成するチケットを支給する事業を実施しています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●生活支援サポーター養成研修　【地域包括支援課】

支援を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、日常生活の中での困りごとに対応する、ボランティア活動の担い手を養成するための研修を行います。また、生活支援コーディネーターと連携し、研修修了者が地域の活躍の場につながるような仕組みづくりを行います。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●「お互いさま事業」による支援（地域ケアシステム）【地域共生課・市川市社会福祉協議会】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で行われている様々な地域活動の連携を図ることや、新しいつながり生み出すために、地区社会福祉協議会が推進母体となり、市内14 地区の小域福祉圏で「地域ケアシステム」という仕組みを実施しています。

各地区社会福祉協議会の事務所である「地域ケア拠点」には、相談員が常駐し、困りごとの相談対応や車いすの貸し出しなどが行われています。また、一部の地区では、地域住民が運営主体となりゴミ出しや買い物代行等のちょっとした困りごとの支援を有償で行う支え合い活動として、「お互いさま事業」が実施されています。

市は、「CSW（コミュニティソーシャルワーカー）」（P.91 参照）を配置し、地域ケアシステムの支援を通じ、互助を推進しています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●高齢者見守り支援事業　【地域包括支援課】

高齢者や障がい者のいる世帯への「見守り通報機器」の貸与にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行い、利用を支援します。緊急時に通報ができるほか、24 時間センサーに反応がなければ自動的に通報され、ガードマンが駆け付けます。また、熱中症指数が高くなると、音声により注意を促します。



●LINE による見守り（仮）　【地域包括支援課】

市公式 LINE アカウントを活用した高齢者見守りサービスを導入し、ひとり暮らし高齢者等の日々の安否確認を簡便にかつ費用負担なく行うことができる仕組みを構築します。

●食の自立支援事業（配食による見守り）　【地域包括支援課】

65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯など、食事の支度が困難で安否確認を希望する方に対して、事前のアセスメントに基づき配食サービスを実施します。弁当を手渡しする際に、利用者の体調や安否を確認するとともに、必要に応じて緊急連絡先へ連絡します。

●高齢者等世帯ごみ出し支援　【清掃事業課・地域包括支援課】

ごみを出すことが困難な高齢者や障がい者のために、玄関前などにごみの収集に伺います。ごみなどが出ていない場合には、声かけを行い、応答がない場合は緊急連絡先に連絡し、安否確認を行います。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●民生委員による見守り　【地域共生課】

市内にひとりで暮らし、生活に不安を抱えている高齢者を対象に、民生委員が訪問、電話、手紙などにより月１回程度の見守りを行うものです。民生委員が、地域や市の情報を提供したり、相談を受けることにより、安心した生活をおくることを目指します。希望する高齢者は、市に「ひとり暮らし登録」を行います。令和８年度 10 月現在の登録人数は、約 940 名です。

●市川市地域見守り活動に関する協定　【地域包括支援課】

市内新聞販売所や宅配業者などの事業者と、地域の見守り活動に関する協定を締結しています。事業者が日常業務を行う中で高齢者の異変などを発見した場合は通報し、市と連携を図りながら、安否などを見守り、適切な対応を行っていきます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

その他関連事業や取組など

●郵便局との協定に基づく見守り[1]	市川市	下記注釈
●地域ケア推進会議	地域包括支援課	P.71

[1] 本市は市内警察署および市内の郵便局と協定を締結しており、郵便局員が業務中に高齢者、障がい者、子どもその他の住民等の何らかの異変に気付いた場合などに、情報提供を受けている。

基本目標１-（３）安心して暮らし続けられる住まい

「住まい」は地域における生活の基盤となるものです。年齢や家庭事情、生活困窮などにより住宅の確保が困難とならないよう、円滑な入居を支援するとともに、安全・安心な生活環境の実現を目指します。また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、多様なニーズに応じた住まいの充実に努めるとともに、高齢者を対象とした振り込め詐欺や悪質商法などの犯罪に関する注意喚起や相談活動などを進めていくことで、広く地域の高齢者の権利を守ります。あわせて、自然災害などに対して地域の備えも推進していきます。

現状・課題

○　核家族化の影響による単身高齢者の増加から、賃貸住宅の貸主側として、高齢者との賃貸借契約には、保証人不在による家賃滞納の解消や孤独死における残置物の撤去費用等の負担が見込まれるため、高齢者は住まいを確保することが困難となっています。

○　加齢により体機能・認知機能が低下しても、自宅で生活を維持するためのバリアフリー化や見守りサービス等の住環境整備、自宅での生活が困難になった場合には、賃貸住宅や居住系サービスへの住み替えが検討されます。

○　高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害の発生が懸念されます。

○ 近年、自然災害が頻発・激甚化していることから、高齢者が災害時にも安全に避難できるよう、日頃からの備えや地域における支援体制の充実が必要です。

今後の方針

○　高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者の公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向け、「住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度」の周知のほか、令和 ４ 年度に策定した「市川市住宅セーフティネット計画」に定める居住支援策について取り組みます。

○　住環境の改善は、健康寿命の延伸や重度化防止に効果的であり、在宅生活の継続につながることから、バリアフリー化に伴う住宅改修や、熱中症予防ためのエアコン購入等の費用について補助をします。また、心身や生活状況の変化に応じて住まいが選択できるよう、多様なニーズに対応する居住系サービス等の確保と、質の向上に努めます。

○　高齢者の消費者被害の防止や注意喚起、相談者支援のため、関係機関との連携に努め、高齢者の権利を守る取組を推進します。

○　自然災害等に備え、高齢者自身による日頃からの備えを促すとともに、地域や関係機関との連携による災害時の支援体制の充実を図ります。

主な事業や取組

●住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度　【市営住宅課】

市と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で、住宅の確保に配慮を要する高齢者などに対して、民間賃貸住宅のあっせんを行います。必要とする人に制度が利用されるよう、制度の周知に努めます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●市川市生活サポートセンター そら　【地域共生課】

経済的な理由などにより生活に困っている人を対象とした相談支援機関です。健康、仕事、家族、収支、将来など生活に関わるさまざまな問題を一つ一つ整理し、解決の方法を一緒に考えていきます。例えば、収支のバランスが崩れている場合には、家計を一緒に点検しながら、安定した家計の維持を支援します。

●バリアフリーに配慮した住宅の支援　【街づくり整備課・介護保険課・地域包括支援課】

要介護認定がなくても利用できる「(仮) 断熱あんしん住宅助成事業」では、バリアフリー化や、ヒートショック対策の観点を踏まえた温熱環境の改善、省エネルギー化、防災性の向上など、住宅の良質化に資する改修工事を市内の施工業者を利用して行う場合に、その経費の一部を助成します。[1]

要介護認定を受けている場合、「介護保険を利用した住宅改修」は、身体状況に対応した改修工事に対する費用の一部を給付します。そのうえで所得が低い世帯に対しては、介護保険などで行う住宅改修の支給限度基準額を超える自己負担額の一部について、「市川市高齢者および障がい者すみよい住まいづくり助成金」2により、助成金を交付します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●エアコンサポート 75　【地域包括支援課】

経済的な理由により自宅にエアコンを設置していない、使用できるエアコンが１台もないゴールドシニア（75 歳以上の方）を含む、住民税非課税世帯・均等割りのみ課税世帯を対象に、真夏の熱中症リスクを軽減するため、エアコン本体費用や設置工事費用など、エアコン購入に係る費用の一部を助成します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

[1]「あんしん住宅助成事業」のうちバリアフリー化を目的とした改修工事については、要介護認定を受けている方は、介護保険を利用した住宅改修が優先となる。

[2]「市川市高齢者および障がい者すみよい住まいづくり助成金」は、市川市に住民登録がある方で、その居住する住宅を改修する人のうち、改修する住宅に居住している全ての人が市民税非課税で、次のいずれかに該当する人が対象。① 65 歳以上の要支援または要介護認定者で、居宅介護（介護予防）住宅改修支給限度基準額を超えた人　②身体障害者手帳の交付をされている人で、下肢機能障害、体幹機能障害または移動機能障害の程度が１級から３級の人のうち、市川市居宅生活動作補助用具支給限度額（基準額）を超える人。

●居住系サービスの確保と質の向上　【介護保険課・地域包括支援課・市営住宅課】

自宅で住み続けることが困難となった高齢者が、心身や生活状況の変化に応じた住まいを選択できるよう、居住系サービスの整備を進めるとともに、介護相談員派遣事業（P.94 参照）や、居住系サービスに対するケアプラン点検（P.93 参照）を通じて、居住系サービスの質の向上に努めます。

また、安心して住み替えられるよう、「高齢者向け住まい」の情報提供を行っていきます。

○市内の居住系サービス

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８(2026)年度		令和９(2027)年度	
	施設数	定員	施設数	定員
軽費老人ホーム（ケアハウス）[1]				
介護付き有料老人ホーム[2]	16	1101		
認知症グループホーム	22	422		
住宅型有料老人ホーム	23	828		
サービス付き高齢者向け住宅	15	624		

※令和８（2026）年度の実績は、千葉県より情報提供のあった時点の実績。

[1] うち、1 施設（50 人）については特定施設入居者生活介護の指定を受けている。令和 8 年度の見込みについては、千葉県への照会によるもの。

[2] 地域密着型を含む。

●消費者被害の防止　【地域包括支援課】

消費者被害を未然に防止するため住民への啓発を行い、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）と消費生活センターを中心に、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員などに対して、必要な情報提供や情報交換を行い、消費者被害の防止に努めます。また、消費者被害を把握した場合には、関係機関と連携し、被害者の支援を行います。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●市川市消費生活センター　【市川市消費生活センター】

商品購入やサービス利用に伴い生じるトラブルなど消費生活に関する相談に関し、「消費生活相談員」が問題解決のため助言やあっせん等を行うほか、多重債務者を救済するため、弁護士による専門相談を実施しています。

●「電話 de 詐欺」の注意喚起　など　【市民安全課】

「電話 de 詐欺」とは、千葉県警が定めた特殊詐欺の広報用名称です。本市は、市川・行徳防犯協会および市川・行徳警察署と連携し、「電話 de 詐欺」の対策を周知・啓発し、特殊詐欺による被害防止を図っています。

また、被害防止に効果的とされている迷惑電話防止機能が付いた電話機や装置などを購入した高齢者に、「特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱」に基づき、購入費の一部を補助しています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●避難行動要支援者対策事業　【地域共生課】

災害の発生または災害のおそれがある場合に、自ら非難することが困難な方が円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿の登録をします。自らが事前に避難先や避難経路を確認する自助の取組や、避難するための支援者を地域内で事前に確保しておくことで、平常時から地域のつながりを促進します。

基本目標１-（４）持続可能なサービス提供体制の構築

今後の利用者増加や担い手となる世代の人口減少を見据え、持続可能な制度運営を目指すため、現状分析に基づく適切なサービス確保、給付の適正化、公正な認定に努めます。また、事業者への指導・監査を通じたサービスの質向上や、災害・感染症への備えの確認に加え、喫緊の課題である福祉・介護分野の人材確保・定着に向けた取組を推進し、誰もが安心して利用できる環境整備を進めます。

現状・課題

○　持続可能な制度運営に向けて、引き続き適正化に取り組むとともに、介護給付費の伸びをできるだけ緩やかにする観点からも、自立支援・重度化防止に向けた住民や支援者の意識の醸成や、在宅医療介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとするサービス・活動の確保が不可欠です。

○　平成 18 年以降、実施してきたケアプラン点検等の浸透により、ケアプラン点検等による返還件数は減少してきています。今後は利用者の増加が推測され、事業所等への適正なルールの周知徹底と審査や給付の適正化が課題となります。

○　介護保険法の改正により、介護現場の生産性向上と経営改善の取組の促進が、国及び県の責務と位置付けられました（P. 5 参照）。市においては、国や県、関係団体などとの連携強化が求められています。

○　介護人材実態調査によると、介護事業所では、介護人材の新規参入や定着にあたり、社会的評価の低さが主な課題として認識されています（P.29 参照）。多様な人材の確保や定着促進と併せて、介護職の魅力向上など、多角的に支援する必要があります。

今後の方針

○　地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、介護給付費のモニタリングを行うとともに、データ分析から課題を抽出し、介護予防・生活支援、医療介護連携、介護サービスの提供などにおける課題解決に努めます。

○　ケアプラン点検、医療突合・縦覧点検を通じ、事業所等へ報酬請求に係る適正なルールの周知を図り、介護給付費の適正化を推進します。また、適正かつ公平な要介護認定のため、調査員や審査会委員への研修を通じた更なる質向上と審査の平準化に取り組みます。

○　サービスの質向上と適正な制度運営のため、事業者への指導・監査を継続します。また、災害や感染症発生時の業務継続計画の作成や訓練の実施状況を点検し、必要な助言を行います。

○　指定などに関する提出書類の簡素化やオンライン化、また、ICT（情報通信技術）活用による認定調査や認定審査会の効率化に引き続き取り組むことにより、介護業務の効率化を支援します。

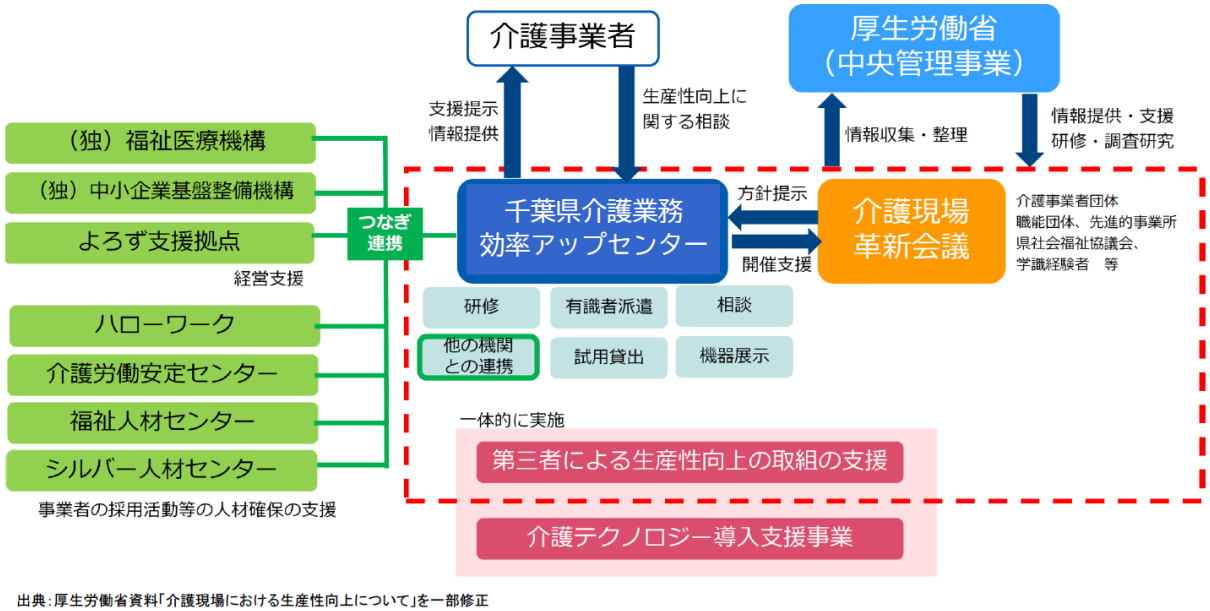
○　介護に関する知識や技能の習得を支援することで、職員の質の向上および定着を図るとともに、国や県、介護事業者などとの協働により、介護職のイメージ向上を推進します。

○　介護現場の生産性向上と経営改善の取組について、千葉県は、国の動向を踏まえつつ、

① 介護事業所の客観的な経営状況の把握と経営意識の醸成
② 介護業務効率アップセンターを活用した経営改善に関する相談支援体制の構築
③ センターによる経営改善セミナーや伴走型支援などの取組を体系的に実施

により介護事業所の経営改善や経営基盤の強化につながるよう支援していく方針を示しています。方針を踏まえ、本市においても、国や県、関係団体などと連携し、各機関が実施する事業が活用されるよう、総合的に支援していきます。

▼介護事業所における業務改善支援事業（千葉県）



出典：厚生労働省資料「介護現場における生産性向上について」を一部修正

出典：「千葉県の介護業務支援の取り組みについて」（令和８年3月26日・千葉県健康福祉部高齢福祉課）

主な事業や取組

●要介護認定の適正化　【介護保険課】

適正かつ公平な認定を確保するため、調査票の点検や、マニュアル作成・研修を通じた認定調査の質向上に努めます。また、介護認定審査会の審査判定傾向を分析し、さらなる平準化を図ります。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●介護給付・ケアマネジメントの適正化　【介護保険課】

国民健康保険団体連合会のシステム等を活用し、効果の高い帳票によるケアプラン点検や、縦覧点検・医療情報との突合を実施します。

今期計画では、①区分支給限度基準額の利用割合が７割以上、かつ、その利用サービスの６割以上が訪問介護の場合　②居住系サービス入居者において、区分支給限度基準額の利用割合が多い場合のケアプラン検証に重点をおき、自立支援に資するケアマネジメントへの支援と、報酬請求の適正化を進めます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●介護サービス事業者に対する指導・監督　【介護保険課】

制度改正等の周知を行う「集団指導」や、適正な運営がなされているか実地で確認する「運営指導」を実施します。運営指導の中で、基準上義務付けられている災害や感染症発生時における業務継続計画の作成、研修および訓練の実施状況について点検し、点検結果に応じた必要な助言を行います。また、苦情や通報の適切な把握・分析に基づく指導を通じ、事業者の法令遵守と不正行為の未然防止を図ります。

●市川市介護保険地域運営委員会の開催　【地域包括支援課・介護保険課】

学識経験者等で構成する市川市介護保険地域運営委員会を定期開催し、高齢者サポートセンターや地域密着型サービス等の適正な運営について審議します。

●提出書類の簡素化・オンライン化及び認定審査事務の効率化　【介護保険課】

指定などに関する提出書類のオンライン化に関する継続的な周知や、提出書類のオンライン化を希望する介護事業所への情報提供を通じて、引き続き介護事業所における業務効率を支援していきます。また、認定審査事務における進捗状況確認の電子化等により、事業者などの負担を軽減していきます。

●介護職のイメージ向上につながる情報発信　【介護保険課】

国や県と連携し、市民の方や事業者に向けたチラシの配布や SNS での発信、市公式ウェブサイトへの掲載等により、介護職の魅力を感じてもらえる取組を進めていきます。また、介護事業者などと連携し、学生などが介護の現場に触れる機会を支援していきます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●「福祉のしごと」説明・就職面接会　【商工課・介護保険課】

資格の有無を問わず福祉の仕事に興味を持っている方を対象とした会社説明・面接会を実施し、福祉関連職種の事業所とのマッチングを支援します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●介護に関する入門的研修　【介護保険課】

介護の基本的知識を学び、介護分野への就労のきっかけとして、介護に関する入門的研修を実施します。さらに、職場体験や介護事業所とのマッチング支援により、介護業務の不安を払拭し、多様な人材の参入促進として介護資格の取得希望者や就業者などの増加に努めます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●介護職員初任者研修／介護福祉士実務者研修／主任介護支援専門員研修の受講および介護支援専門員の資格取得に係る費用補助　【介護保険課】

介護サービスに従事する方に向けて、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講に係る費用の一部を補助します。並びに、キャリアアップを目指す職員を支援するため、介護支援専門員の資格取得および主任介護支援専門員研修の受講に係る費用の一部について補助を行います。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●介護現場における生産性向上の推進及び経営改善の支援　【介護保険課】

国や県などが実施する介護テクノロジーの導入支援や外国人材の活用、およびハラスメント対策などを積極的に周知・啓発することで、介護事業所における生産性向上や経営改善に努めます。

●各機関との連携

実施機関	事業概要	市の取組
千葉県	介護テクノロジーの導入支援や、千葉県介護業務効率アップセンターによる業務改善の推進	千葉県が実施する事業について、市公式ウェブサイトや SNS を活用し、積極的に周知・啓発を行います。 また、地域医療介護総合確保基金に係る事業提案等を通じて、国や千葉県との連携をはかります。
	外国人介護人材確保への取組	
	介護事業者向けカスタマーハラスメントの無料法律相談窓口や、千葉県在宅医療・訪問介護職員カスハラ相談センターの設置	
	介護支援専門員及び主任介護支援専門員の更新研修の受講に係る費用への補助	
和洋女子大学（包括協定）	学生ボランティアの実施	社会福祉法人等と連携し、学生を対象とした市内福祉施設でのボランティア等の社会貢献プログラムを支援します。
千葉県社会福祉協議会（千葉県福祉人材センター）	「福祉のしごと就職相談会」の実施	市内で開催される千葉県福祉人材センター主催の「福祉のしごと就職相談会」を後援しています。

その他関連事業や取組など

●介護職員の宿舎施設整備事業　介護保険課・千葉県

●福祉の無料職業紹介、介護福祉士・社会福祉士修学資金などの貸付制度、外国人介護職員への相談支援など　千葉県社会福祉協議会（千葉県福祉人材センター）

基本目標２-（１）相談支援体制の充実

本市の高齢者の総合相談窓口である高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）は、高齢者およびその家族が地域で生活するうえでの課題を解決するため、個々の状況に応じた適切なケアマネジメントを推進します。さらに、市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）では、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、「8050 問題」や「引きこもり」など、複雑化・複合化した課題や、制度の狭間にいる方に向けて効果的な支援が可能となるよう、地域の関係団体・機関と連携し、包括的な支援を図ります。

現状・課題

○　令和７（2025）年に「団塊の世代」が全て 75 歳以上の後期高齢者となり、これまで健康に過ごしてきた人が、フレイル状態や、介護サービスが必要な状況になると見込まれます。加えて、核家族化の進行により、家族の支援を受けられない高齢者が増加するため、相談支援には、公的サービスへのつなぎに留まらないインフォーマルサービスの情報提供や利用手続きの支援など、幅広い役割が期待されると考えられ（P.9 参照）、その業務が過大とならないような支援が必要です。

○　本市の要介護認定を受けていない高齢者における高齢者サポートセンターの認知度は、３割程度であり、以前より上昇したものの、低い水準にとどまっています（P.24 参照）。一方で、要介護・要支援認定を受けている高齢者においては比較的認知度が高いことから、支援やサービスの相談を契機として認知されることが多いと考えられます。

○　高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、本人の心身の状況や生活環境、意向等を踏まえた適切なケアマネジメントを推進するとともに、医療・介護・福祉、健康、生活、認知症、権利擁護等の関係機関や地域の関係者が連携する体制の充実が求められています。

○　地域包括支援センターが受ける相談の中に高齢者虐待があり、家族・親族によるものが最も多く、介護の負担やストレス、知識の不足が背景となることがあります。早期発見・早期対応に向けて、地域住民や介護サービス事業者等への周知啓発を進めるとともに、高齢者サポートセンターを中心とした関係機関との連携を強化する必要があります。

○　高齢者やその家族からの相談は、多様化・複雑化しています（P.24 参照）。狭間にある相談に対応することや、個々の状況や意向を踏まえ、適切な支援につなげる相談体制の構築が求められています。

○　社会福祉法等の一部を改正する法律により、頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について地域包括支援センターの相談体制等の整備や、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携の推進が求められています（P.4 参照）。

今後の方針

○　市内 15 の日常生活圏域に、高齢者サポートセンターを設置しています。支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、各圏域の高齢者人口や相談件数などを鑑み、職員を適正に配置し業務量を均一化するとともに、各センターの事業評価を通じて業務の状況を明らかにし、相談支援の充実に努めます。また、業務負担軽減につながる見直しや、支援の導入について検討します。

○　高齢者やその家族に、身近な総合相談窓口として高齢者サポートセンターの認知度を向上させるため、周知に努めます。また、必要に応じて訪問対応も行うことなどを周知し、円滑な利用に努めます。

○　介護予防や早期の支援を推進、重度化防止を目指し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、個別事例の検討を行い、課題分析や支援の積み重ねを通じて地域の関係機関や関係者が連携協力して包括的な支援体制を構築します。

○　高齢者虐待を未然に防止するため、引き続き、高齢者虐待防止の研修会を定期的に開催するとともに、関係機関との連携を強化していきます。

○　高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐなどの支援を行います。また、「市川市よりそい支援事業」（重層的支援体制整備事業）において、包括的な相談支援を行います。

○　頼れる身寄りがいない高齢者の相談に対し、包括的な相談支援や地域ケア会議の実施等を通じ関係者間の連携を推進できるような体制の整備を検討します。

高齢者サポートセンターの地図
または周知ちらしイメージなど

主な事業や取組

●高齢者サポートセンターの運営　【地域包括支援課】

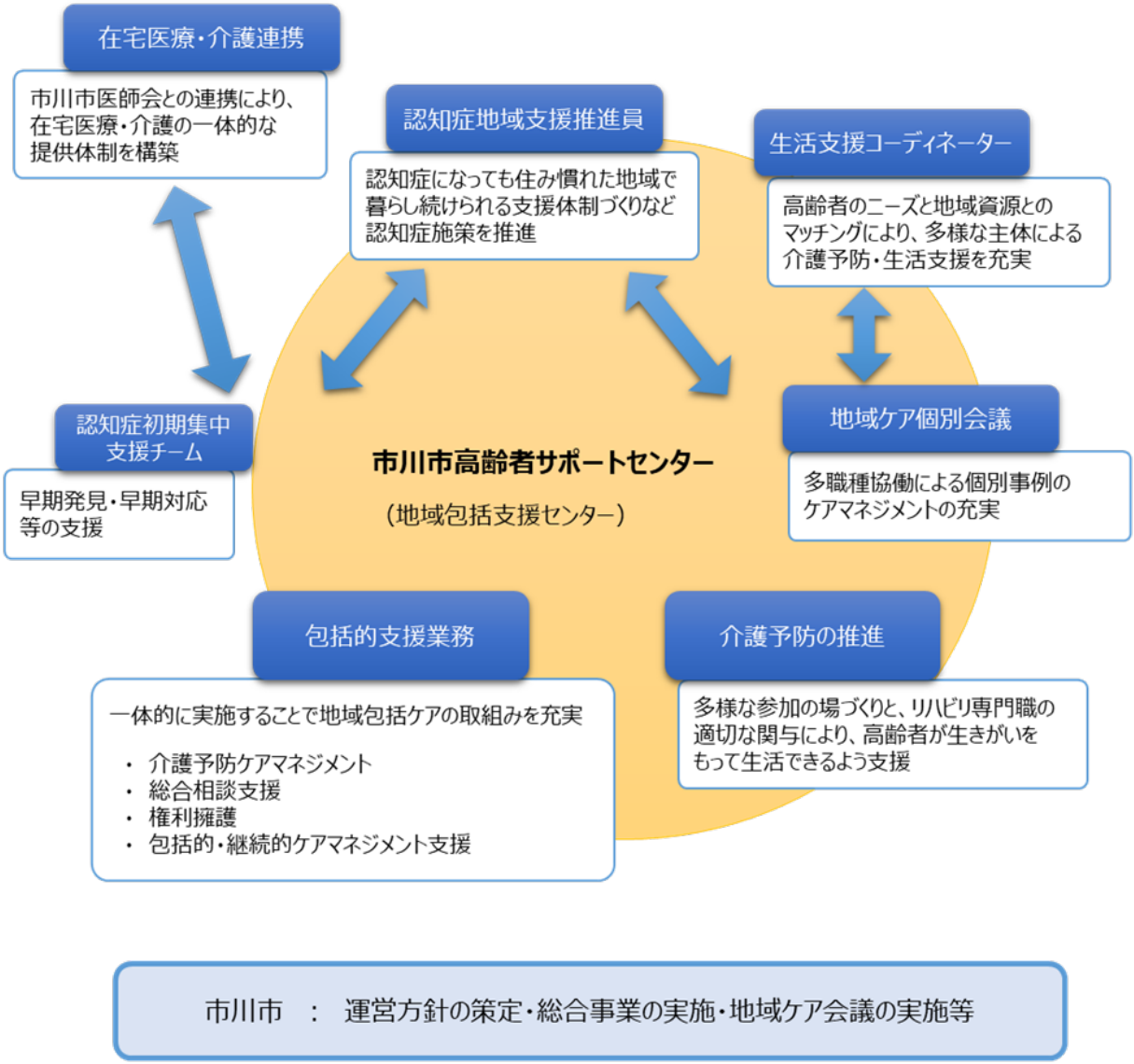
高齢者サポートセンターに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を配置し、地域の実情に応じた身近な総合相談窓口として、24 時間連絡の取れる体制をとっています。また、各専門分野における連携・協働により高齢者の在宅生活を支え、安心した地域生活が送れるよう、機能強化に努めます。

市は、市民への周知や困難な相談への対応などにおいて、高齢者サポートセンターの後方支援を行います。また、高齢者サポートセンターの役割、目標、業務内容を明確にするための運営指針を定め、高齢者サポートセンターに対して継続的に運営評価を行い、評価結果を「市川市介護保険地域運営委員会」（P.63 参照）に報告することを通じて、適正な運営を支援します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の機能強化

認知症施策の推進を担う「認知症地域支援推進員」と、介護予防・生活支援の体制整備に取り組む「生活支援コーディネーター」を、高齢者サポートセンターを核とする市内15の日常生活圏域に配置することにより、高齢者サポートセンターの機能強化を図ります。



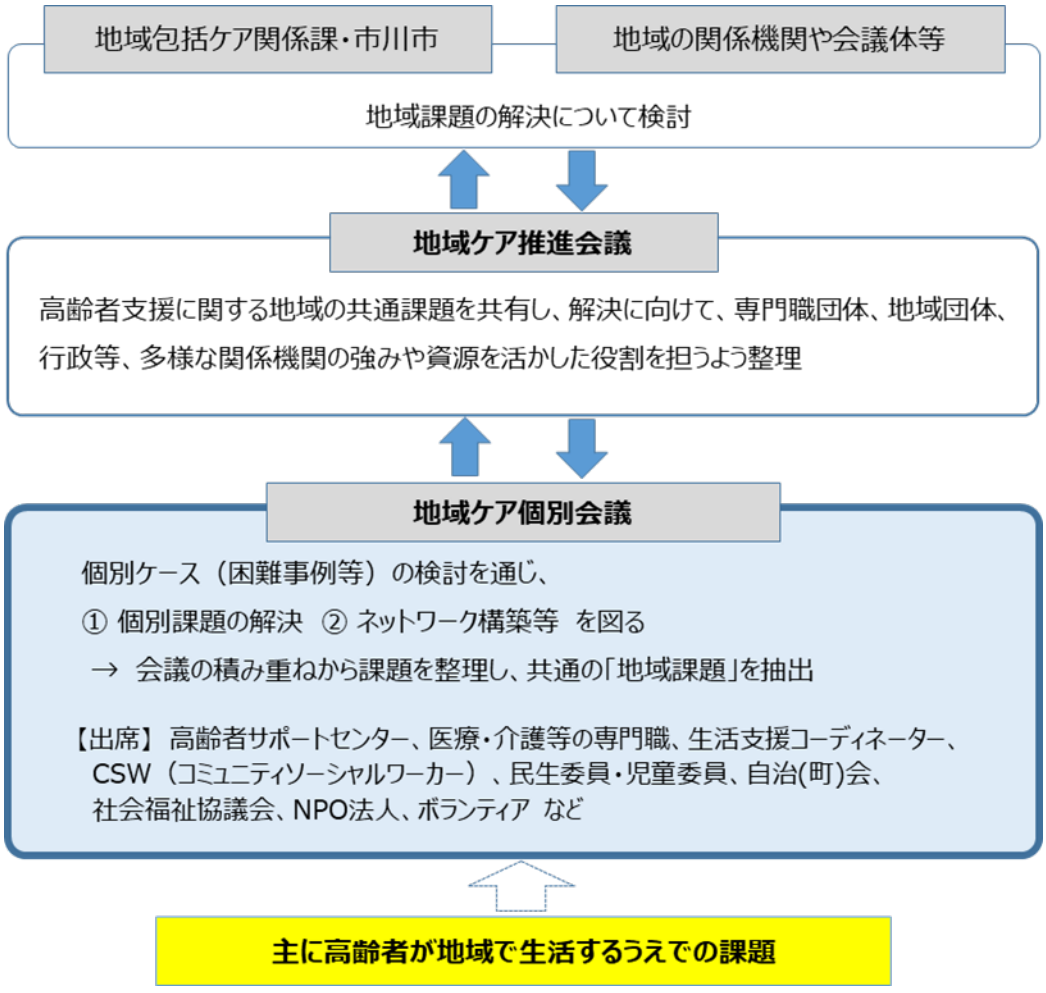
市川市　：　運営方針の策定・総合事業の実施・地域ケア会議の実施等

●地域ケア個別会議　【地域包括支援課】

「地域ケア個別会議」は、医療・介護などの専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、高齢者の生活を地域全体で支援することを目的として実施します。高齢者サポートセンターおよび市は、積極的に「地域ケア個別会議」を開催します。

「地域ケア個別会議」において検討された課題のうち、多くの事例に共通する課題は、“地域課題”として整理し、地域の多様な主体が参加する「地域ケア推進会議」（P.71 参照）をはじめ関連の深い会議体において検討し、課題解決を図ります。

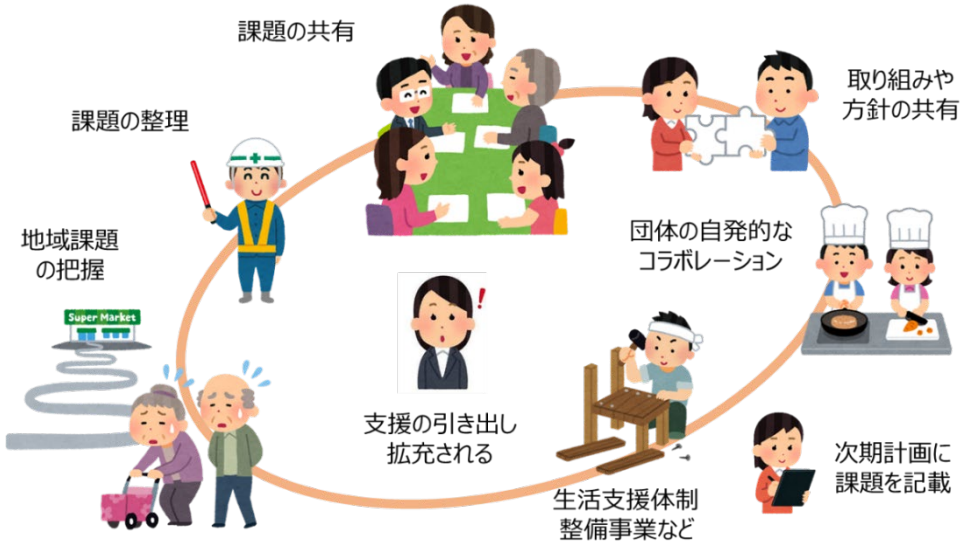
事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				



●地域ケア推進会議　【地域包括支援課】

「地域ケア個別会議」（P.70 参照）において検討された課題のうち、多くの事例に共通する課題は、地域課題として整理し、地域の多様な主体が参加する「地域ケア推進会議」をはじめ、関連の深い会議体において検討し、課題解決を図ります。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				



本市の地域ケア推進会議は、生活支援体制整備事業（P.50 参照）の“第１層協議体”の役割も兼ねています。地域ケア個別会議のほか、その他の会議や相談支援等を通じて把握された地域課題について、圏域ごとで検討するとともに、市全域で取り組むべき課題については地域ケア推進会議で検討し、地域の多様な主体の強みや資源を活用して解決するよう取り組みます。

令和８年度の地域ケア推進会議は、独居高齢者の見守り支援をテーマとして議論を深めてまいりました。65 歳以上の一人暮らし高齢者は今後も増加すると見込まれることから、独居高齢者が地域で孤立することなく、人生の最期まで尊厳をもってご自身の意思を尊重した暮らしができるよう、行政、地域住民、関係機関が連携した見守りや支援体制の構築が求められています。

令和９年度以降も引き続き、地域ケア個別会議から抽出されたテーマをもとに検討し、課題解決に向けて取り組みます。

●自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの強化　【地域包括支援課】

利用者の自立支援・重度化防止のため、より良いサービスを提供することを目的として、介護支援専門員などへの情報提供や研修会を実施する他、リハビリテーション専門職などから助言を受けられる体制を構築し、自立支援につながるケアマネジメントの強化を図ります。

・市民や支援者に、自立支援の観念をわかりやすく伝えるよう努めます。

・高齢者の多様な選択を可能とするため、介護予防や生活支援、保険外のニーズに関するインフォーマルサービスの情報提供などを行い、活用を支援します（P.51 参照）

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

自立支援に向けた市の方針の明確化や市民への周知
（※今年度中にとりまとめ予定）

●高齢者虐待を未然に防ぐ取組　【地域包括支援課・介護保険課】

高齢者虐待を発見した場合の通報先や相談窓口の周知を図るとともに、高齢者虐待を未然に防止するための啓発として、市民、介護支援専門員（ケアマネジャー）、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）職員、介護サービス事業所および施設の職員を対象とした「高齢者虐待防止研修会」を引き続き開催します。

なお、DV、児童虐待、障がい者虐待などの家庭における様々な暴力に対応する機関で構成されるネットワーク会議とも連携・協力・情報交換を行いながら、高齢者虐待に対応する関係機関で構成される「市川市高齢者虐待の防止に関する会議」において、保健、医療、福祉、弁護士、警察、および保健所などの多職種・多機関で情報共有を図るとともに、連携強化に努めます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●高齢者虐待の早期発見、早期対応および支援体制の強化　【地域包括支援課・介護保険課】

高齢者虐待の通報を受けた際は事実確認を行い、高齢者と養護者などの双方の相談および支援を行います。また、必要に応じ、高齢者の一時保護などの措置を適切に行うとともに、世帯全体の複合的な課題に対応できるように支援機関の連携強化に努めます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●介護相談員派遣事業　【地域包括支援課】

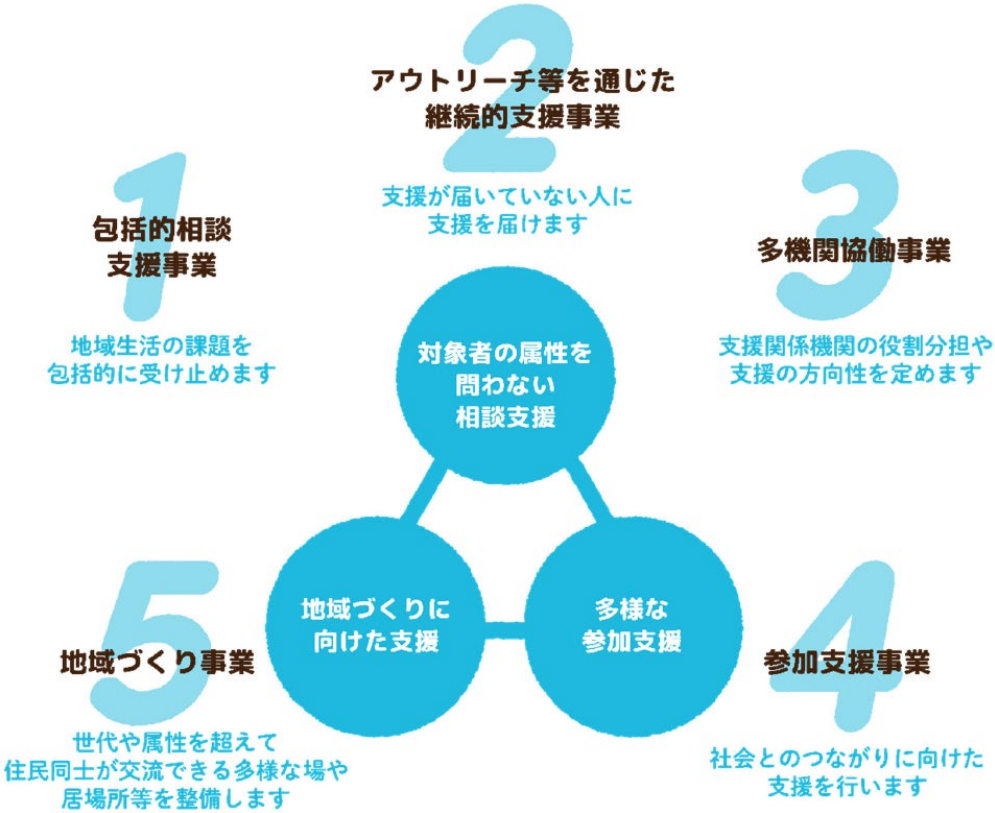
介護相談員を介護サービス施設・事業所に派遣し、利用者やその家族の疑問や不満・不安を受け付け、介護サービス施設・事業所および行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の確保・向上につなげます。また、派遣をしていない介護サービス施設・事業所や有料老人ホームなどへの派遣を検討し、より多くの方が安心してサービスを利用できる環境の提供に努めます。なお、介護サービス提供事業所は、本事業に協力するよう努める義務が規定されています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、これら３つの支援を一層効果的・円滑に実施するため、５つの事業を一体的に実施します。



①包括的相談支援事業

【地域包括支援課、障がい者支援課、こども施設入園課、健康支援課、地域共生課】

高齢、障がい、子ども、生活困窮、制度の狭間に対応する各相談支援機関において、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行い、単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、相互に連携を図ります。

○主な相談窓口：高齢者サポートセンター、基幹相談支援センターえくる、子育てナビ・母子保健相談窓口アイティ、市川市生活サポートセンターそら、福祉よりそい相談窓口

②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【地域共生課】

各相談支援機関との連携を通じて、「ひきこもり」や「8050 問題」、「ダブルケア」など制度の狭間や複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人及び潜在的なニーズを抱える人に関する情報収集を行います。情報を得た場合には、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するため、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

③多機関協働事業【地域共生課】

支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて各相談支援機関の専門職に助言を行います。また、複数の相談支援機関で対応している複雑化・複合化した課題については、事例調整役を担い、各相談支援機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行います。各相談支援機関の連携円滑化を進め、本市における包括的な支援体制の構築支援をします。

④参加支援事業【地域共生課】

地域の社会資源や支援メニューとのマッチング、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援など（P.94 参照）

⑤地域づくり事業

【地域包括支援課、障がい者支援課、こども家庭相談課、地域共生課】

支えあいの仕組みづくりや地域づくりに向けた支援のため、コミュニティソーシャルワーカーの配置など（P.91 参照）

基本目標２-（２）在宅医療･介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するために、住民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。

現状・課題

○　連携が必要とされる４つの場面（日常の療養支援、急変時の対応、看取り、入退院支援）や認知症への対応、災害・感染症発生時において、医療職と介護職の視点や認識の違いによる連携不足や、ACP（人生会議）（P.84 参照）等を通じた意思決定の共有が不十分等、多職種間の連携が不十分な場面があります。

○　市が作成している救急医療情報キットや、私のリビングウィル、市川市他職種連携情報共有システム等、医療・介護の連携場面で活用できる情報共有ツールについて、ケアマネジャーや訪問看護師、地域包括支援センター等の関係職種間における周知および現場での活用をさらに推進する必要があります。

○　「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」の認知度は１割に満たず、約２～４割に浸透している「リビングウィル」と比べ、十分でないと考えられます。住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けられるよう、ACP（人生会議）への理解を深め、普及啓発を進める必要があります。

今後の方針

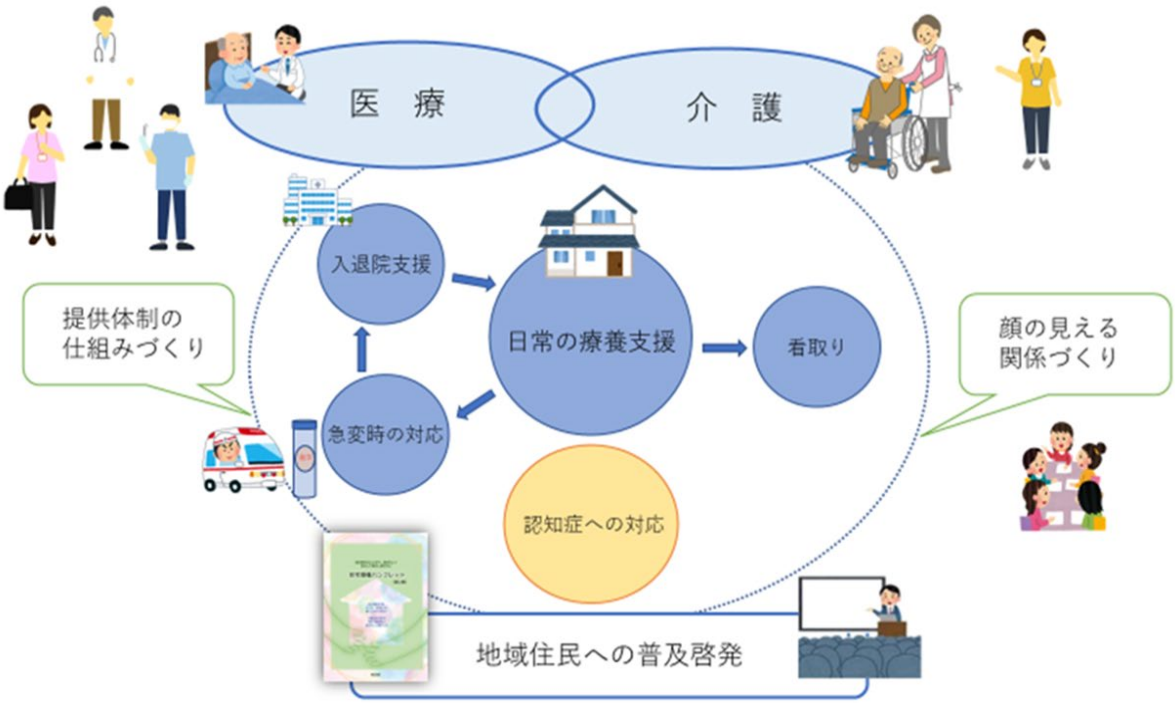
○　医療と介護の連携した対応が求められる４つの場面（日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り）と認知症への対応、災害・感染症発生時の対応を意識して、PDCA サイクルを展開し、連携を推進します。

○　地域の医療・介護関係者間の連携を推進するために、多職種を対象とした参加型の研修会を行い、顔の見える関係づくりの構築に努めます。

○　医療・介護関係者間で速やかに情報が共有できるよう、情報共有ツールの普及・活用を支援します。

○　地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるように、また、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて理解できるようにするため、講演会の開催やパンフレットなどの配布を継続していきます。

【医療と介護の連携した対応が求められる**４つの場面**】



主な事業や取組

●在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築　【地域包括支援課】

医療と介護の連携した対応が求められる４つの場面（日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り）、災害・感染症発生時の対応において、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、PDCA サイクル（①課題抽出と対応策の検討、②対応策の実施、③対応策の評価、④改善の取組）に取り組みます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●在宅医療連携拠点事業の構築　【地域包括支援課】

年齢を問わず、在宅医療を受ける者に対し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図るため、令和９年度より在宅医療連携拠点事業を開始し、地域の医療及び介護、障害福祉サービスなどの関係機関の連携の推進を図ります。

●医療・介護関係者の研修　【地域包括支援課】

地域の医療・介護関係者の相互の理解を深め、連携を推進するために、多職種を対象とした参加型の研修を実施します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●医療・介護関係者の情報共有の支援　【地域包括支援課】

在宅療養生活を支えるために、状態の変化などに応じて、医療・介護関係者間で速やかに情報が共有されるよう、多職種連携情報共有ツール（ICT システム）を含む情報共有ツールの普及、活用を支援し、必要に応じて情報共有ツールなどの改善・見直しを図ります。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●地域住民への在宅療養の普及啓発　【地域包括支援課】

かかりつけ医を持つことの重要性のほか、市民向け講座や ACP 出前講座の中で、在宅療養を支える専門職の役割を紹介し、在宅医療や介護についての理解を促進するとともに、人生最終段階になってもご自身の意思に沿って自分らしく過ごしていくために、元気なうちからご自身の大切にしていることや、望む医療やケアについて前もって考え繰り返し話し合い共有する取組である ACP（人生会議）の推進を図ります。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●在宅医療支援事業　【保健センター健康支援課】

高齢や疾病のため在宅医療を必要とする市民が、安心して在宅での療養生活ができるよう、市川市医師会に委託した地域医療支援センターにおいて、在宅医療相談や在宅医療機器の貸し出し、訪問診療を実施している医師の紹介などを行います。

●在宅療養者等口腔保健推進事業　【保健センター健康支援課】

在宅療養者などの介護を必要とする市民に対する歯や口腔および受療に関する相談や口腔衛生の普及啓発などを市川市歯科医師会に委託し、快適な生活を送れるようにします。

その他関連事業や取組など

●地域の医療機関の情報公開 [1]	保健医療課	下記注釈
●かかりつけ医の重要性の啓発	保健医療課	P.45

[1] 市内の医療機関情報を広く市民に提供するため、掲載を希望する医療機関の情報をとりまとめ、市公式 web サイトおよび「いちかわ便利帳」に公開している。

チームで支える在宅療養

在宅療養とは・・・

住み慣れた自宅や地域で適切な医療・介護の支援を受けながら、療養生活を送ることです。
また、本人の選択により、自宅で最期を迎えるための支援を受けることもできます。



在宅療養を送る際には、本人や家族の望む療養生活を送れるよう、医療や介護スタッフが連携して支援することが重要です。

差替予定

基本目標２-（３）最期への備え

高齢者が人生の最終段階においても、自分らしく安心して暮らすことができるよう、元気なうちから自身のこれからの生活や医療・介護、財産管理等について考え、必要な準備を行うことが重要です。また、判断能力が低下した場合においても、本人の権利や意思を尊重した生活を継続できるよう、必要な支援につなげることが求められます。本市では、成年後見制度の利用支援と終活に関する普及啓発・情報提供を柱として、関係機関と連携しながら、高齢者が自らの将来について考え、安心して最期まで暮らすことができる環境づくりを進めます。

現状・課題

○　成年後見制度の適切な利用について、認知症等により判断能力が低下した高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度についての相談・情報提供や、必要な人が制度を利用できる環境の整備が必要です。

○　令和８年度の社会福祉法の改正により、判断能力が不十分な高齢者に加え、頼れる身寄りがいない高齢者等が日常生活自立支援事業の対象として整理され、日常生活の支援に加え、入院・入所手続き支援や、死後事務支援が加わりました。拡充を踏まえ、体制整備に取り組む必要があります。

○　関係機関との連携について、終活や成年後見に関する課題は多岐にわたるため、高齢者サポートセンター、社会福祉協議会、専門職団体等との連携を強化し、必要な支援につなげることが求められます。

○　老後の備えとして、終活関係の準備が必要と考える人が多い一方で、実際に終活準備をしている人は約３割にとどまっています。調査では、行政に期待する取組として、「終活関係の相談窓口の設置」が最も多く（P.25）、高齢者が自身の将来について考え必要な準備を行うために、終活に関する分かりやすい情報提供や、考えるきっかけづくりが必要です。

○　地域包括ケアの推進により、自宅や施設における看取りは増えつつありますが、最後の過ごし方について、家族や医療関係者などと積極的に話し合っている割合は少なく（P.26）、本人が望む生活を実現できるよう、ご自身の大切にしていること、医療・介護や財産管理等について本人の意思や希望を確認し、早い段階から考える機会を持つことが重要です。

今後の方針

○　行政、家庭裁判所、民間の団体などが一体的に連携・協力し、権利擁護支援の必要な方を早期発見し、適切に必要な支援につなげるための仕組み（地域連携ネットワーク）を構築していきます。そして、本人の身近な支援者が協力して、日常的に支援する「チーム」を形成するとともに、そのチームを支援する「市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議」を充実していきます。

○　専門職団体（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士など）と連携し、後見人などの受任が円滑となるよう協力体制の構築を図ると同時に、市川市社会福祉協議会とともに市民後見人の活動を支え、担い手の確保に努めます。また、消費者被害の防止や被害者支援のため、関係機関との連携に努めます。

○　終活に関する情報提供・普及啓発に関して、終活の普及啓発の推進について、終活に関するチラシや終活便利帳の配布、セミナーの開催等を通じて、元気なうちから自身の将来について考え、準備することの重要性を普及啓発します。

○　医療・介護、財産管理、死後のことなどについて、本人が希望することを整理し、必要な支援につなげられるよう、意思決定支援の取組を推進します。

○　成年後見制度の利用支援について、判断能力が低下した高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度に関する相談・情報提供や市長申立て、成年後見人等への報酬助成等を実施します。

●成年後見制度利用支援事業　【地域包括支援課】

制度を必要とする高齢者が、成年後見制度を利用できるよう、市川市社会福祉協議会に市川市後見支援センターを委託し、更なる制度の周知・啓発、利用促進を図り、市民後見人の養成および育成、親族後見人の相談支援を実施しています。また、一定の要件のもとで、家庭裁判所への申立て費用や後見人への報酬にかかる助成を行います。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●福祉サービス利用援助事業（てるぼサポート）

第三者のサポートが必要な、認知症、知的障がい、精神障がいがある人の、財産の管理（日常的なお金の出し入れを含む）や福祉サービスなどの暮らしの手続きについて、本人と市町村社会福祉協議会などが契約を結び、その支援を行う事業です。令和８年度の社会福祉法の改正を踏まえ、今後の見直しに取り組んでいきます。

●頼れる身寄りのない高齢者等への相談支援（仮）　【地域包括支援課】

終活に関するチラシ配布、セミナー等を通じて適切な相談窓口の周知を行います。また、市や高齢者サポートセンター等の相談窓口で、課題の整理を行い、その内容に応じた支援および関係機関への連携・情報共有を行います。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●終活支援（仮）　【地域包括支援課】

終活チラシや「終活便利帳」の配布、終活セミナーの開催、市川市社会福祉協議会が作成・販売する心の遺言ノートの周知等を通じて、終活の普及啓発・情報提供を行います。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●リビングウィル・ACP（人生会議）の推進　【地域包括支援課】

人生の最終段階になってもご自身の意思に沿って自分らしく過ごしていくために、元気なうちからご自身の大切にしていることや、望む医療やケアについて前もって考え繰り返し話し合い共有する取組である ACP（人生会議）の推進を図ります。

また、本市では、ACP（人生会議）に向けた第一歩として、自身の大切にしていることや望みを書き留める手段の一つとして「私のリビングウィル」を紹介しています。

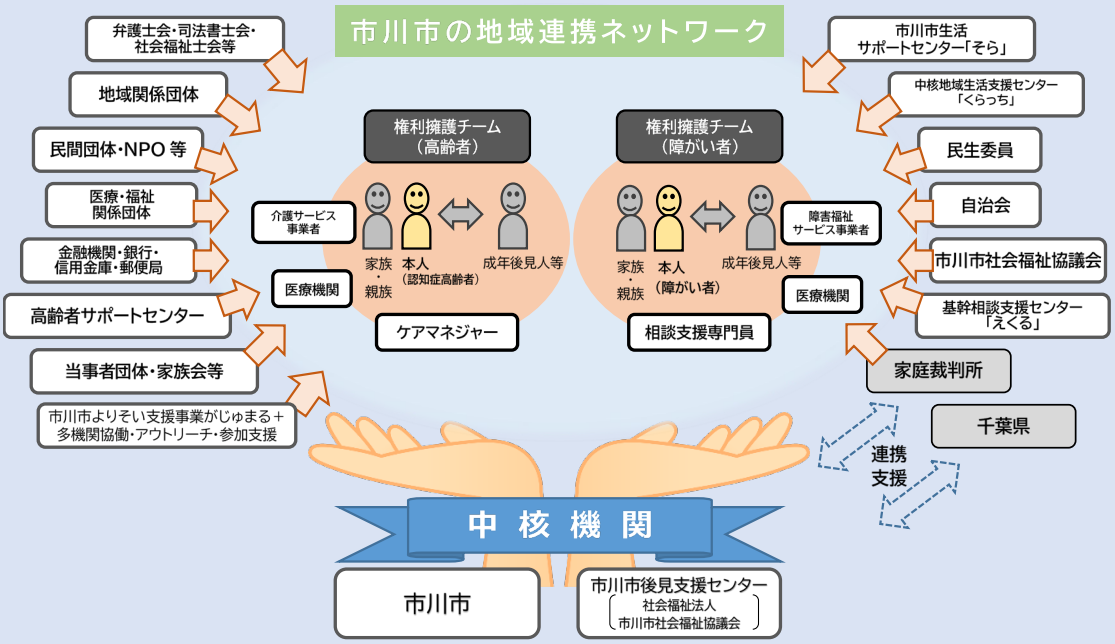
市川市成年後見制度利用促進基本計画について

本市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的として、令和５年３月に、「市川市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「計画」という。）を策定しました。

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度を必要とする方が増えると見込まれています。一方で、成年後見制度の認知が不十分のため、必要な方に利用されていなかったり、後見人等が不足しており、その確保や体制強化も課題となっていました。

そこで、成年後見制度の利用促進を図るため、計画に基づき、市川市社会福祉協議会に「市川市後見支援センター」を委託し、更なる制度の周知・啓発、利用促進を図るほか、市民後見人の養成および修了者の支援、親族後見人の相談支援を実施します。

また、本市は市川市社会福祉協議会とともに、成年後見制度における「中核機関」の役割を担っていることから、「市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議」を設置し、専門職・関係機関の協力体制を構築していきます。



計画は、福祉分野に共通する事項を定める「市川市地域福祉計画」に位置付けて推進します。

基本目標２-（４）介護に取り組む家族等への支援の充実

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みにより、家族にかかる過度な介護負担を軽減することをその目的の一つとしています。介護を必要とする高齢者の介護は、主に子や配偶者など家族が担っており、介護サービスの利用の有無にかかわらず、身体的・精神的・経済的な負担感や孤立感を有している人もいると考えられます。必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、ヤングケアラーを含めた家族における介護の負担軽減のための取組を推進します。

現状・課題

○　介護者の現況として、主な介護者は子や配偶者であり、年齢は 50 代以上がほとんどです。最も多いのは 60 代であり、次いで多い 50 代も含め、仕事や子育てとの両立などに負担を感じている可能性があります。70 代や 80 代以上の割合も多く、介護者自身の健康や亡き後への不安を抱えている可能性があります（P.27 参照）。

○「今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護」として、「認知症状への対応」の割合が最も高く 24.5%となっており、次いで、夜間・日中の排泄の介護、服薬の管理などとなっています（P.27 参照）。

○　令和７年４月より介護・育児休業法が段階的に施行され、柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備や個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。

今後の方針

○　高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）において、介護者の身体的・精神的な負担軽減のため、個別の相談に応じるほか、介護技術の講習や介護者同士の交流の機会を提供します。

○　介護を必要とする方が、円滑にサービスを利用できるよう、介護保険制度やサービス事業所に関する情報提供を行います。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの支援者に対して、仕事と介護の両立支援に資する制度や相談窓口の周知を行っていきます。

○　介護者のおかれた状況は様々であることを踏まえ、引き続き、在宅サービスなどの整備を図ります。

●「家族介護教室」や「認知症カフェ」を通じた介護者への支援　【地域包括支援課】

高齢者サポートセンターでは、介護者の健康や介護に関する個別相談に応じ、必要な指導・助言を行うほか、介護技術の講習を目的とした教室を開催します。

また、地域で開催されている「認知症カフェ」（P.101 参照）は、認知症の人や認知症の疑いのある人、認知症の人を支えている家族、認知症やボランティアに関心のある人など誰でも参加することができ、和やかな交流を通じてお互いを理解し合う場であるとともに、介護者同士の情報交換の場にもなっています。

高齢者サポートセンターは、民間事業所などによる認知症カフェを支援するとともに、認知症の人の家族の介護負担軽減などを図ります。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

家族介護教室に関する記載

●介護保険サービスなどに関する情報提供　【介護保険課・地域包括支援課】

介護や日常生活の支援を必要とする方が、円滑に支援・サービスを利用できるよう、介護保険サービスの説明や利用手続き、事業所の情報、生活支援サービスなどを、市公式 web サイトに掲載するとともに、本庁舎および行徳支所、市内 15 ヵ所の高齢者サポートセンターにおいて、リーフレットを配布します。

リーフレット	概要
あかるい暮らしをささえる介護保険	介護保険の申請や、サービスの種類、費用額の目安など
ハートページ市川市	介護サービスの種別ごとの事業所一覧
介護保険で利用できる！住宅改修	介護保険で行う住宅改修のポイントや手続き
市川市生活おたすけ情報	日常生活上の支援やサービス、家族会など含む、インフォーマルサービスの情報提供

●仕事や育児と介護の両立支援・家族の働き方等に配慮した相談支援体制　【地域包括支援課】

高齢者の介護の総合相談窓口である高齢者サポートセンターでは、仕事や育児と介護の両立に課題や不安のある家族に対して、介護離職の相談に応じ、専門職・関係機関と連携し市民への普及啓発を行うよう努めます。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの支援者に対して、仕事と介護の両立支援に資する制度や相談窓口の周知に努めます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●認知症の人の介護に関する情報提供や支援　【地域包括支援課】

「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」（P.100 参照）などにより、症状や状態に合わせた様々な支援や対応方法を案内することで、本人や介護者の不安軽減に努めます。

また、介護者が不安を感じることの多い認知症初期の対応について、専門職のチームにより、集中的・包括的に支援します（P.98 参照）。

●介護保険利用者負担助成事業　など　【介護保険課】

生計を維持することが困難な方の、介護サービスにかかる経済的負担を軽減するため、介護保険の居宅サービスなどを利用した場合に、利用者負担額の助成を行います。また、社会福祉法人などの行うサービスを利用した場合、法人の負担により、利用料の自己負担や食費・居住費の自己負担の一部を軽減する制度について、周知をします。

●在宅での介護にかかる支援　【地域包括支援課】

在宅で介護を受ける方の生活の質の向上および在宅介護にかかる負担軽減を主な目的として、費用助成などの支援を実施しています。

事業	概要
紙おむつの支給	在宅で介護を受ける排尿・排便の介助を必要とする要介護３以上の市民税非課税の人に対し、宅配で紙おむつを支給するとともに自己負担を一部助成
訪問理美容サービス	在宅で介護を受けている要介護４以上の人に対し、自己負担を一部助成し、訪問による理美容サービスを実施
住宅改修費の助成	介護保険で行う住宅改修の上限を超えた自己負担額について、一定の要件を満たす世帯に助成
家族介護慰労金	介護保険サービスを利用せず在宅で介護を行っている一定の要件を満たす家族に対して、家族介護慰労金を支給

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

その他関連事業や取組など

●様々な見守りの支援・サービスなど　地域包括支援課など　P.53

基本目標３-（１）多様な社会参加の促進

年齢や心身の状況に関わらず地域社会とつながり、生きがいや役割を持って活躍できる機会が必要です。また、つながりができると、ちょっとした困りごとの助けあいに発展することも期待されます。高齢者をはじめとする住民が社会とつながる居場所を確保し、興味・関心に応じた参加機会を拡充することや、地域の支え手として活躍できるよう、基盤となる団体への支援を継続するほか、社会参加に関する情報の把握および情報提供を充実させ、居場所や活動へのマッチングを促進することで、多様な社会参加の促進を図ります。

現状・課題

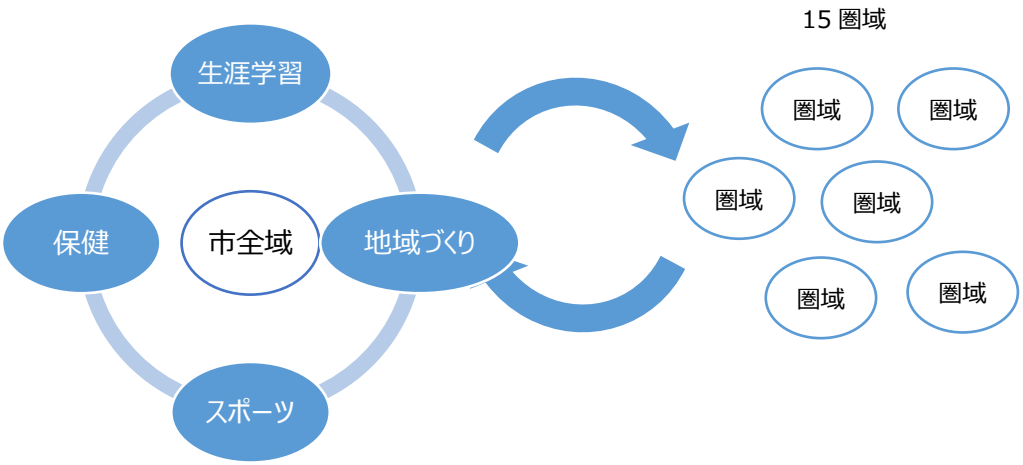
○　社会参加の場として、民間企業や住民団体など多様な主体の参画による地域資源等の選択肢の充実が必要ですが、各圏域によってばらつきがあります。

○　高齢者の自主的な社会参加・学習活動を行う場である「いきいきセンター」(老人いこいの家)を知らない高齢者が 41.1%と、割合が高い傾向にあります。身近な社会参加の場所として更なる周知、活用の促進が必要です。

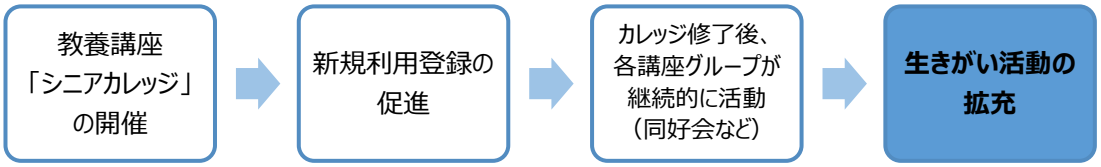
○　外出頻度が週１回未満の高齢者は約 3.3%で、活動低下による心身機能の衰えとともに、地域とのつながりがない孤立状態にあることが懸念されます。地域における声かけや見守り支援と連携して、社会的フレイルを予防し、社会参加につながるよう支援する必要があります（P.28 参照)。

今後の方針

○　高齢者の社会参加を後押しするため、地域づくり、保健、スポーツ、生涯学習などの分野との連携を深め、参加促進に取り組みます。また、市内 15 の日常生活圏域に生活支援コーディネーター（SC）を配置し、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や地域住民との連携のもとで、身近な地域における社会参加の場の把握やマッチングに取り組みます。



○　生きがい活動の拡充に向けて、いきいきセンターは「シニアカレッジ」のメニューの多様化や充実を図り、新規利用登録を促進します。



○　高齢者クラブについては会員の増加や活性化につながるよう、趣味や生きがい活動、身体を動かす活動、社会貢献の活動など、介護予防に効果的な活動を展開している事例の周知を支援します。

○　高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するため、健康で働く意欲のある高齢者が知識・経験・技能を活かして働くことができる場を提供している「シルバー人材センター」事業を支援します。

○　バス・タクシーの利用助成や、補聴器の購入費用の助成を行うことで、社会参加へのハードルを下げ、高齢者の外出や地域交流を支援します。

主な事業や取組

●地域づくり事業

【地域包括支援課、障がい者支援課、こども家庭相談課、地域共生課】（P.75 再掲）

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。また、地域住民の声によりそい、地域住民と共に、誰もが暮らしやすい支えあいの仕組みづくり・地域づくりに向けた支援を行います。

○生活支援コーディネーター（SC）の配置　【地域包括支援課】（P.50 再掲）

15 の日常生活圏域に「生活支援コーディネーター」を配置し、個別の支援ニーズと地域資源のマッチングを支援します。

○CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置　【地域共生課】（P.50 再掲）

地域福祉活動を支援する専門職を配置して、地域の方々の声によりそい、日常生活上の相談や地域活動への参加を支援したり、サロンなどの地域活動を支援します。

●「いちかわ支え合いネット」の運営（再掲）【地域共生課】

日常生活の支援や社会参加に関する情報を、スマートフォンやパソコンから検索することのできるシステム「生活支援・社会参加情報サイト『いちかわ支え合いネット』」により、行政や民間企業、NPO 法人などが行っている取組の情報を横断的に取りまとめ、必要とする市民へ情報提供します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●市公式 LINE での「通いの場」の情報配信　【地域共生課】

市公式 LINE の情報配信サービスでは、登録者の希望する分野の情報を受信することができます。「通いの場」は、地域住民が集う活動の場などの紹介を行っています。

●シニア向けのお出かけ情報 「『きょういく』ところ見つけませんか？」　【地域包括支援課】

市内の居場所・通いの場を紹介するリーフレットの作成、配布を行っています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●いきいきセンターの運営　【地域共生課】

高齢者の自主的な社会参加・学習活動を行う場である「いきいきセンター」（老人福祉センター、老人いこいの家）および、地域共生社会の理念に基づき、社会参加と介護予防の取組を通じて地域共生社会の実現を目指す「地域共生センター」などの公共施設を活用し、余暇時間の充足や交流機会の充実を図るとともに、仲間づくりや健康づくりを推進します。

老人福祉センター１施設、老人いこいの家 11 施設、地域共生センター１施設を運営しています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●高齢者クラブの支援　【地域共生課】

高齢者が身近な地域で生きがいや健康づくりを通して社会参加につながるよう、高齢者の自主的な組織である「高齢者クラブ」の活動費を一部補助しています。社会奉仕、教養活動、レクリエーションなど多様な活動に取り組んでおり、現在は市内 101 のクラブでおよそ 3,600 名が活動しています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●サロン活動の支援　【地域共生課】

誰もが安心して、地域で自立した生活を送れるよう、相談体制の充実、引きこもりがちな高齢者等が気軽に通えるサロン活動や見守り支援などを通し、地域課題の把握に努めます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●市川みんなで体操（地域介護予防活動支援事業）　【地域包括支援課】（P.43 再掲）

どこでも・だれとでも・いつでも始められる体操です。市内各地で、約 40 団体が自主的に活動しています。市は、「出前体験会」を行うなど新規活動の支援を行うとともに、DVD の貸出や専門職の派遣などを通じて継続して活動を行えるよう支援しています。

いきいきセンター内に介護予防の拠点を展開する「いぃばしょ」の取組　など

●参加支援事業【地域共生課】（P.75 再掲）

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけ拡充を図るとともに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●市民スポーツ振興事業など　【スポーツ部】

市民の誰もが身近なところで参加でき、日頃の運動不足の解消やストレス解消、体力向上が図れるように、「市川市民元旦マラソン」「下総・江戸川ツーデーマーチ」「みんなでスポーツ」などのスポーツイベントや関係団体との協働により「市民スポーツ教室」「健康スポーツ教室」を開催します。また、市川市が協定等を結んでいるスポーツ団体と連携し、スポーツに親しむ機会等の創出を推進していきます。

●公民館主催講座活動事業など　【生涯学習振興課】

公民館では、教養の向上や健康づくりのための子どもから高齢者まで参加できる講座を開催し、生きがいと地域社会とのつながりづくりに寄与します。

また、いちかわ市民アカデミー講座では、充実した学習環境の中で、社会の諸問題や生活向上のための多彩な知識を習得することを目的に高齢者をはじめとする多くの市民が参加できる講座を開催しています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●シルバー人材センター事業の支援　【地域共生課】

「市川市シルバー人材センター」は、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図ることを目的に事業を行っており、会員確保と就業機会提供のため PR 活動を行うほか、会員の資質向上のため研修を実施しています。市は、健全な運営を図り、福祉の増進に資するため、補助金を交付しています。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●高齢者の就労支援　【商工課】

高齢者を対象とした「再就職支援セミナー」を千葉県や近隣市と共催し、就労を支援します。

●補聴器購入費用助成事業（P.47 再掲）　【地域包括支援課】

聴力が低下すると、他者との交流に支障を感じるようになり社会的に孤立してしまう傾向があります。補聴器の使用により、難聴の影響を低減させ、積極的な社会参加を促進します。

●ゴールドシニア外出支援事業「チケット 75」（P.51 再掲）　【地域包括支援課】

令和５年度より、ゴールドシニア（75 歳以上の方）を対象に、市内で利用できるバス・タクシーの運賃の一部を助成するチケットを支給する事業を開始しました。高齢者の外出を促進し、健康寿命の延伸を目指します。

その他関連事業や取組など

●認知症地域支援推進員の配置	地域包括支援課	P.98

基本目標３-（２）地域共生社会の実現に向けた認知症施策の総合的な展開（市川市認知症施策推進計画）

認知症は、「誰もがなりうるもの」であり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものです。認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される地域の実現をめざし、常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人およびその家族の意向尊重への配慮に向けて、様々な機会を活用して認知症に関する啓発の推進を図ります。また、認知症の人の尊厳が保たれ、最期までその人らしく暮らし続けることを可能にするため、認知症の人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、切れ目なく、保健医療や福祉その他のサービスが提供されるよう支援します。

現状・課題

○　急激な高齢化の進展に伴い、本市における認知症高齢者は、令和 7 年（2025 年）の約 1.3 万人から、令和 22 年（2040 年）には約 1.6 万人に増加すると推計されています。また、MCI（軽度認知障）の人も、令和 22 年（2040 年）には約 1.9 万人と推計されており、早期発見、早期支援が重要となります（P.19 参照）。

○　令和７年度市川市健康とくらしの調査によると「今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護」として、「認知症状への対応」の割合が最も高く 24.5%となっています（P.27 参照）。このことから、認知症の家族の不安の軽減を図る取組が不十分であると考えています。

○　こうした背景には、認知症に関して学ぶ場や認知症本人やその家族の声を発信する場が少なく、認知症本人やその家族の希望や不安の理解が不十分であること、また、新しい認知症観が浸透していないという課題があります。

今後の方針

○　認知症の恐れのある人や認知症の人が、その人らしく暮らし続けるために、行政の窓口、各高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）や認知症地域支援推進員の活動を通じた相談を中心として、相談窓口の拡充に努めます。

○　日々の生活の中で違和感をおぼえる人が、認知症チェックリスト等を活用し、早期発見、早期支援につながるような取組を進めます。また、高齢者サポートセンターと連携し、認知症初期集中支援チームの活動を促進します。

○　認知症の人やその家族の意向が十分に尊重されるよう、認知症の人や家族の意見を聴取する機会を増やし、認知症の人とその家族の意見発信を支援するとともに、日常生活・社会生活における認知症の人の意思決定支援に取り組みます。

○　認知症に対する、正しい知識と理解を市民に深めるために、認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を配架する窓口を増やします。また、認知症サポーター養成講座に関するチラシを配布し、幅広い年齢層や職域での講座開催を目指します。

○　認知症の人とその家族が日常生活および社会生活を円滑に送れるよう、「認知症の人にやさしいお店・事業所」を増やすことや、地域での見守り体制の拡充に取り組みます。

○　認知症の人やその家族の支援ニーズと、具体的な活動を希望する認知症サポーターとを結びつけるよう、認知症サポーターのステップアップ講座の充実を図ります。また、支え合いの仕組みである「チームオレンジ」の整備を目指します。

○　相互に支えあう「地域共生社会」の実現に向けて、ピアサポート活動の支援体制を整えます。

認知症ケアパスのイメージ

主な事業や取組

●認知症地域支援推進員の配置【地域包括支援課】

認知症地域支援推進員を高齢者サポートセンターに配置し、認知症の人に対し、状態に応じた適切な支援が行われるよう、医療・介護および地域の多世代の様々な人たちや生活関連領域に係る関係者の連携を図る取組を行い、周囲からの認知症の人やその家族への理解や協力を深め、認知症の人やその家族が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

認知症の人や認知症へのリスクの高い高齢者が地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動の場づくりに、認知症の人およびその家族の意向尊重に配慮し、認知症の人やその家族の視点を反映させながら取り組みます。

また、ピアサポート活動ができる人材発掘を行い、ピアサポーターによる本人支援の体制を整備するとともに、認知症サポーターをはじめとするボランティアによる支援や、チームオレンジ活動の充実を図ります。

●認知症チェックリストの活用（仮）【地域包括支援課】

認知症は MCI（軽度認知障害）とされる早い時期から、支援者が関わることでご本人やご家族の不安の軽減や今後の生活への備えを行うことが可能であることから、早期発見・早期支援につながるよう認知症チェックリストの活用を強化し、物忘れが気になる方やそのご家族が高齢者サポートセンターへの相談につながるよう取り組みます。

●認知症初期集中支援チームの活動　【地域包括支援課】

医療と福祉の専門職と専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、早期診断・早期対応に向けた支援を専門医療機関やかかりつけ医と連携して実施し、生活のしづらさの改善や自立へのサポートを行います。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●認知症本人ミーティング（仲間と話そう）の開催【地域包括支援課】

認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の人が集う場として認知症本人ミーティング（仲間と話そう）を開催し、ニーズや意見を聴取し、その発信を支援します。さらに、日常生活・社会生活において、本人の意思を尊重しながら意思決定がなされるよう、本人や家族の声を広く発信します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●認知症家族交流会の開催

認知症地域支援推進員が中心となり開催する、認知症家族の交流会を通して、認知症の家族が、同じ悩みを持つ方々と交流し、推進員や支え合える仲間とのつながりを持つことで、介護の負担感や孤立感をやわらげ、正しい地域の習得につなげます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●若年性認知症本人ミーティング・家族交流会の開催　【地域包括支援課】

若年性認知症の本人及び家族同士の交流や情報交換を行い、若年性認知症本人とその家族が、地域で孤立せず、その人らしい暮らしを送ることができるよう支援します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及　【地域包括支援課】

“認知症ケアパス”は、認知症の症状や状態に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどを利用できるかを整理したものです。本市は、認知症ケアパスに認知症の基礎知識や認知症の人との接し方などを加えた小冊子に加え、多くの人が手に取りやすいリーフレット形式のガイドブックを作成し、目的に応じて活用しています。

○「認知症ガイドブック（第５版）（市川市認知症ケアパス）」（小冊子）は、主に、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）などの相談窓口において、認知症の人やその家族による相談支援などに活用しています。また、認知症サポーターの養成などにも活用しています。

○「認知症ガイドブック」（リーフレット）は、各高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の他、病院や郵便局、商店などに配布および配架しており、認知症への理解の推進や、MCI（認知症の前段階である軽度認知障害）への気付きや早期対応を促すことに取り組んでいます。継続して配架可能な窓口を増やすよう努めるとともに、より多くの人に知っていただくよう、周知に取り組みます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●認知症サポーター養成講座の開催　【地域包括支援課】

「認知症サポーター」は認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を応援する人です。地域住民をはじめ、高齢者と接する様々な職種の方々や学生など、幅広く養成講座への参加を呼びかけ、認知症の人を地域全体で支え合う体制を整えていきます。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●認知症に関する勉強会の開催【地域包括支援課】

地域住民の認知症への理解を広めるため、地域からの依頼に応じて認知症地域支援推進員などによる認知症に関する勉強会を開催します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●「認知症の人にやさしいお店・事業所」の認定　【地域包括支援課】

認知症の人にやさしい取組を行っている店舗および事業所を、「認知症の人にやさしいお店・事業所」として認定し、広く市民に周知することにより、認知症の人や家族が不自由なく生活できる環境を整えます。

【取組の例】

○　笑顔でやさしい声掛けをする
○　認知症の人にもわかりやすい案内表示を設置する
○　お金の計算など会計の手伝いをする　など



事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●認知症カフェの開催支援　【地域包括支援課】

認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減などのため、認知症の人や介護をする家族が気軽に立ち寄れ、相談できるような認知症カフェの開催を支援します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●認知症の人が安心して外出できるための支援　【地域包括支援課】

市と関係機関や地域の方が協力し、地域ぐるみで認知症の人を見守る取組を進めていきます。市は、早期発見・保護のため、行方不明高齢者の情報を「市川市メール情報配信サービス」を活用し、「防犯情報」に配信します。また、市民に対して、「市川市メール情報配信サービス」への登録を推奨しています。行方不明となり各警察署で保護された認知症の人について情報提供を受けた場合は、市を経由して高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）から家族などに連絡し、必要なサポートを行います。

●認知症サポーターステップアップ講座およびチームオレンジの整備【地域包括支援課】

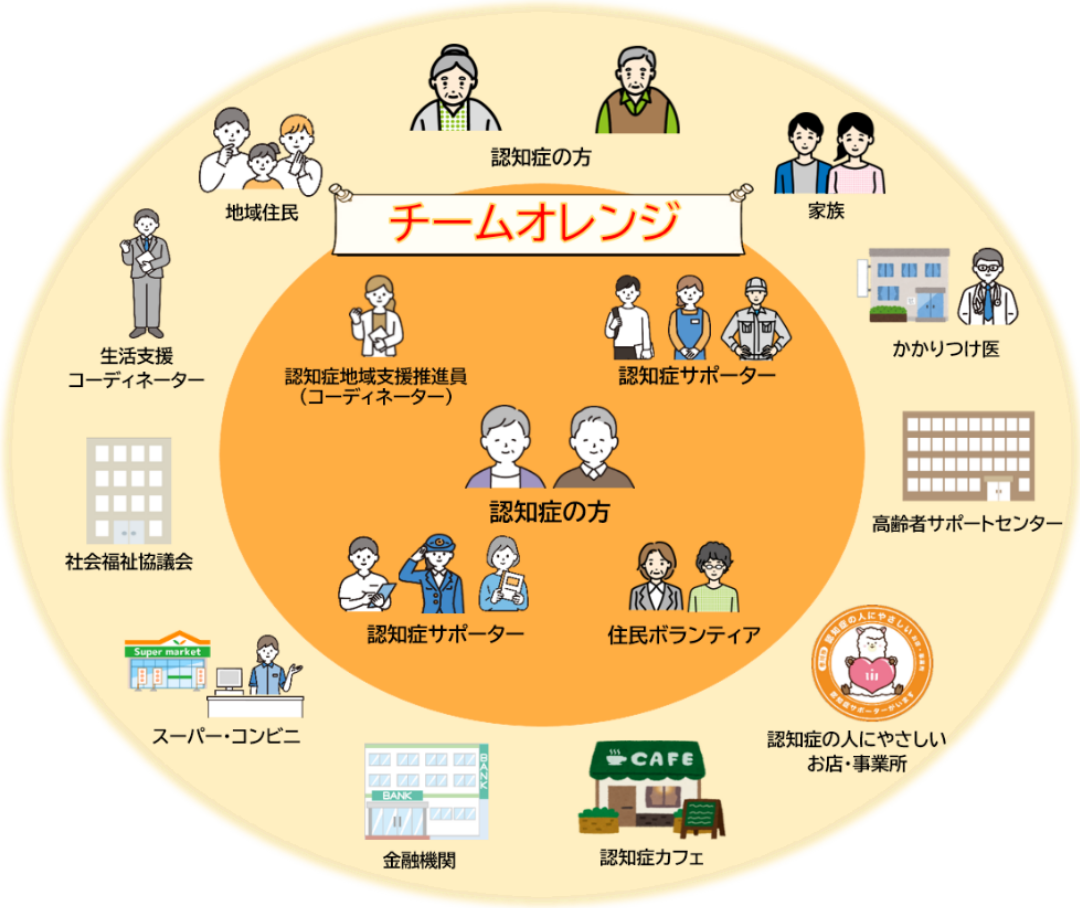
「認知症サポーター」のうち、具体的な活動を希望する方に向けて、認知症への理解をより深め、実践的な対応を学ぶステップアップ講座を開催します。また、支え合いの仕組みであるチームオレンジの整備を目指します。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				

●ピアサポート活動の充実【地域包括支援課】

認知症への不安を感じている方や認知症と診断された直後などで今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対し、認知症当事者が話を聴き、相談に乗り自分自身の経験を話すことにより、精神的な負担の軽減につなげるとともに、これらの取組を通じて、認知症当事者も地域を支える一員として活躍することで社会参加の促進を図ります。

事業目標または見込 ※令和８年度は実績(見込)	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (202)年度
指標案は今後お示しする予定です。				



認知症の人やその家族の社会参加と意思を一緒に実現するチーム

各種調査の実施概要　※「資料編」に付す予定です

計画策定に向けた基礎資料を得ることを目的として、令和７年度に各種調査を実施。

○調査の種類

主な対象と調査区分		配布数等	有効回収数	有効回答率
１．一般高齢者･要支援者等	健康とくらしの調査	8,460	6,267	74.1%
２．要介護･要支援者	在宅ケアとくらしの調査	1,400	637	46.6%
３．市内在住者	高齢期のくらしや最期への備えに関する意識調査	※	2,689	-
４．介護サービス事業者等	(1) ケアマネジャー調査	104	58	55.8%
	(2) 介護人材実態調査	364	143	39.3%
	(3) 居所変更実態調査	106	61	57.5%

※　いちモニ（web アンケート）の配信登録をしている市内在住者が対象となる

１．一般高齢者・要支援者等

健康とくらしの調査	
名称	令和７年度市川市　健康とくらしの調査
目的	高齢者の健康や生活状況に関するデータを収集し、地区ごとの分析を通じて、健康寿命の延伸及び介護予防、地域づくりの取組強化に活用。
対象	65 歳以上の一般高齢者＋総合事業対象者＋要支援者
調査時期	令和７年 11 月
実施方法	郵送／無作為抽出 ※追跡調査のため一部は前回（3 年前）調査の回答者を抽出
設問	厚生労働省が実施を求める「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」に基づく設問のほか JAGES 機構※にて調査票を作成。一部、本市独自の設問。約 180 問。

※JAGES 機構：本市が研究協定を締結している JAGES（日本老年学的評価研究）機構

２．要介護・要支援者

在宅ケアとくらしの調査		
	名称	令和７年度市川市　在宅ケアとくらしの調査
	目的	要介護者の健康や生活状況、介護サービスの利用意向等を把握し、施策の参考に。
	対象	在宅で生活をしている要介護・要支援者
	調査時期	令和７年 12 月
	実施方法	郵送／無作為抽出
	設問	厚生労働省が実施を求める「在宅介護実態調査」に基づく設問のほか、JAGES 機構にて調査票を作成。一部、本市独自の設問。約 140 問。

３．市内在住者

高齢期のくらしや最期への備えに関する意識調査		
	名称	高齢期のくらしや最期への備えに関する意識調査
	目的	高齢期のくらしや備えに関する意識について、幅広い年齢層の状況を把握。
	対象	いちモニ web アンケートの配信登録者（市内在住）
	調査時期	令和７年 11 月
	実施方法	Web でのモニター調査
	設問	社会参加や介護の状況、認知症やサポーター活動、最期への備えなどについて。約 30 問。

４．介護サービス事業者等

(1) ケアマネジャー調査		
	名称	令和７年度　市川市ケアマネジャー調査
	目的	ケアマネジャーの業務等に係る課題把握とともに、社会資源やサービスについての意見を収集し、地域包括ケア推進に向けた施策展開に活用する。
	対象	市内の居宅介護支援事業所（95 事業所）及び小規模多機能型居宅介護事業所（８事業所）、看護小規模多機能型居宅介護（１事業所）計　104 事業所
	調査時期	令和７年 12 月
	調査方法	Web 調査票を電子メールにて送付・オンライン回答
	設問	厚生労働省が推奨する「在宅生活改善調査」に基づく設問のほか、本市独自の設問。 ○事業所票：居所変更等について居宅介護支援事業所の管理者が回答(58 件) ○職　員　票：業務の課題や社会資源の状況についてケアマネジャーが回答(180 件) ○利用者票：在宅生活の継続が困難なケースについてケアマネジャーが回答(96 件)

４．介護サービス事業者等（続き）

(2) 介護人材実態調査		
	名称	令和７年度　市川市介護人材実態調査
	目的	介護人材の年齢や資格の実態を把握し、介護保険事業計画の策定及び施策の方向性の参考とする。
	対象	市内に所在する介護福祉士等の所属する、訪問・通所介護事業所及び施設等　計 364 事業所
	調査時期	令和７年 10 月
	調査方法	Web 調査票を電子メールにて送付・オンライン回答
	設問	厚生労働省が推奨する「介護人材実態調査」に基づく設問のほか、本市独自の設問。 ○事業所票：介護人材に関する実態等について、事業所が回答 ○職　員　票：年齢や資格等の情報について、介護職員が回答
(3) 居所変更実態調査		
	名称	令和７年度　市川市居所変更実態調査
	目的	市内施設の過去 1 年間の入退去や退去理由から施設等に必要な機能を把握し、介護保険事業計画の策定及び施策の方向性の参考とする。
	対象	市内施設及び居住系サービス事業所等　106 施設
	調査時期	令和７年 10 月
	調査方法	Web 調査票を電子メールにて送付・オンライン回答
	設問	厚生労働省が推奨する「居所変更実態調査」に基づく設問のほか、本市独自の設問。 ○事業所票：施設の利用状況等について、事業所が回答

第 10 期市川市高齢者福祉計画･介護保険事業計画･
認知症施策推進計画（素案 10 月 30 日版）

発　行　日　令和９年３月（予定）
企画・編集　市川市 福祉部 地域包括支援課／介護保険課
発　行　者　市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡１丁目１番１号
TEL 047-334-1111（代表）

いつも新しい流れがある 市川

市川市